

令和5年（2023年）9月19日（火曜日）

第 2 号

令和5年第3回北海道議会定例会会議録

第2号

令和5年（2023年）9月19日（火曜日）

議事日程 第2号

9月19日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1

号ないし第6号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

出席議員(99人)

議長 100番 富原 亮 君
 副議長 81番 稲村 久男 君
 1番 山崎 真由美 君
 2番 石川 さわ子 君
 3番 小林 千代美 君
 4番 清水 敬弘 君
 5番 板谷 よしひさ 君
 6番 今津 寛史 君
 7番 木下 雅之 君
 8番 黒田 栄継 君
 9番 小林 雄志 君
 10番 高田 真次 君
 11番 武市 尚子 君
 12番 千葉 真裕 君
 13番 角田 一 君
 14番 鶴羽 芳代子 君
 15番 戸田 安彦 君
 16番 早坂 貴敏 君
 17番 藤井 辰吉 君

18番 前田 一男 君
 19番 水間 健太 君
 20番 和田 敬太 君
 21番 鈴木 仁志 君
 22番 田中 勝一 君
 23番 鶴間 秀典 君
 24番 海野 真樹 君
 25番 丸山 はるみ 君
 26番 中村 守 君
 27番 寺島 信寿 君
 28番 水口 典一 君
 29番 川澄 宗之介 君
 30番 木葉 淳 君
 31番 小泉 真志 君
 32番 鈴木 一磨 君
 33番 武田 浩光 君
 34番 渕上 綾子 君
 35番 宮崎 アカネ 君
 36番 山根 まさひろ 君
 37番 植村 真美 君
 38番 佐々木 大介 君
 39番 滝口 直人 君
 40番 林 祐作 君
 41番 檜垣 尚子 君
 42番 宮下 准一 君
 43番 村田 光成 君
 44番 渡邊 靖司 君
 45番 浅野 貴博 君
 46番 安住 太伸 君
 47番 内田 尊之 君
 48番 大越 農子 君

| | | | |
|-----|----------|------------------------|---------|
| 49番 | 太田 憲之 君 | 86番 | 平出 陽子 君 |
| 50番 | 加藤 貴弘 君 | 87番 | 花崎 勝 君 |
| 51番 | 桐木 茂雄 君 | 88番 | 三好 雅 君 |
| 52番 | 久保秋 雄太 君 | 89番 | 村木 中 君 |
| 53番 | 佐藤 禎洋 君 | 90番 | 吉田 祐樹 君 |
| 54番 | 清水 拓也 君 | 91番 | 田中 芳憲 君 |
| 55番 | 千葉 英也 君 | 92番 | 松浦 宗信 君 |
| 56番 | 道見 泰憲 君 | 93番 | 中司 哲雄 君 |
| 57番 | 船橋 賢二 君 | 94番 | 藤沢 澄雄 君 |
| 58番 | 丸岩 浩二 君 | 95番 | 村田 憲俊 君 |
| 59番 | 笠井 龍司 君 | 96番 | 吉田 正人 君 |
| 60番 | 中野 秀敏 君 | 97番 | 喜多 龍一 君 |
| 61番 | 池端 英昭 君 | 98番 | 伊藤 条一 君 |
| 62番 | 菅原 和忠 君 | 99番 | 高橋 文明 君 |
| 63番 | 中川 浩利 君 | 欠席議員（1人） | |
| 64番 | 畠山 みのり 君 | 80番 | 市橋 修治 君 |
| 65番 | 沖田 清志 君 | <hr/> | |
| 66番 | 笹田 浩 君 | 出席説明員 | |
| 67番 | 白川 祥二 君 | 知 事 | 鈴木 直道 君 |
| 68番 | 新沼 透 君 | 副 知 事 | 浦本 元人 君 |
| 69番 | 阿知良 寛美 君 | 同 | 土屋 俊亮 君 |
| 70番 | 田中 英樹 君 | 同 | 濱坂 真一 君 |
| 71番 | 中野渡 志穂 君 | 公営企業管理者 | 天沼 宇雄 君 |
| 72番 | 真下 紀子 君 | 病院事業管理者 | 鈴木 信寛 君 |
| 73番 | 荒当 聖吾 君 | 総務部長 兼北方領土対策 本部長 | 山本 倫彦 君 |
| 74番 | 森 成之 君 | 総務部職員監 | 谷内 浩史 君 |
| 75番 | 赤根 広介 君 | 総務部危機管理監 | 古岡 昇 君 |
| 76番 | 佐藤 伸弥 君 | 総合政策部長 | 三橋 剛 君 |
| 77番 | 池本 柳次 君 | 総合政策部 次世代社会戦略監 | 水口 伸生 君 |
| 78番 | 滝口 信喜 君 | 総合政策部 兼地域振興監 | 菅原 裕之 君 |
| 79番 | 松山 丈史 君 | 総合政策部 交通企画監 | 宇野 稔弘 君 |
| 82番 | 梶谷 大志 君 | | |
| 83番 | 北口 雄幸 君 | | |
| 84番 | 広田 まゆみ 君 | | |
| 85番 | 高橋 亨 君 | | |

| | | | |
|--------------------------|--------|--------------------|--------|
| 環境生活部長 | 加納孝之君 | | |
| 環境生活部 アイヌ政策監 | 相田俊一君 | 選挙管理委員会 事務局 局長 | 上田哲史君 |
| 保健福祉部長 | 道場満君 | | |
| 保健福祉部 感染症対策監 | 佐賀井裕一君 | 人事委員会 事務局 局長 | 佐藤則子君 |
| 保健福祉部 子ども応援社会 推進 監 | 野澤めぐみ君 | | |
| 経済部長 | 中島俊明君 | 警察本部長 | 鈴木信弘君 |
| 経済部観光振興監 | 榎信彦君 | 総務部長 | 尾辻英一君 |
| 経済部食産業振興監 | 仲野克彦君 | 警務部長 | 米村隆将君 |
| 経済部 ゼロカーボン推進監 | 今井太志君 | 生活安全部長 | 島村諭支敏君 |
| 農政部長 | 水戸部裕君 | 刑事部長 | 倉田哲宏君 |
| 農政部 食の安全推進監 | 野崎直人君 | 総務部参事官 兼 総務課 局長 | 鈴木直人君 |
| 水産林務部長 | 山口修司君 | | |
| 建設部長 | 白石俊哉君 | 労働委員会 事務局 局長 | 田辺きよみ君 |
| 建設部建築企画監 | 細谷俊人君 | | |
| 会計管理者 兼 出納局長 | 森隆司君 | 監査委員事務局 局長 | 佐藤隆久君 |
| 企業局長 | 辻井宏文君 | | |
| 道立病院部長 | 岡本收司君 | 収用委員会 事務局 局長 | 表谷吉恭君 |
| 財政局長 | 木村敏康君 | | |
| 財政課長 | 松林直邦君 | | |
| | | 議会事務局職員出席者 | |
| | | 事務局 局長 | 佐々木 徹君 |
| 教育委員会教育長 | 倉本博史君 | 議事課 長 | 本間 治君 |
| 教育部長 兼 教育職員監 | 北村英則君 | 議事課長補佐 | 松村伸彦君 |
| 学校教育監 | 山本純史君 | 議事係 長 | 小倉拓也君 |
| 総務課長 | 岡内誠君 | 議事課主任 | 古賀勝明君 |
| | | 同 | 成田将幸君 |

午前10時2分開議

○議長富原亮君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔本間議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

水 口 典 一 議員

川 澄 宗之介 議員

木 葉 淳 議員

であります。

1. 議長の報告

○議長富原亮君 この際、御報告いたします。

去る9月16日、17日の両日、厚岸町及び釧路市において、38年ぶりの本道開催となる第42回全国豊かな海づくり大会が、天皇皇后両陛下御臨席の下、挙行されました。

大会は、「守りぬく 光輝く 豊かな海」をテーマに開催され、式典では、本道の豊かな海を守り、次世代につなげる環境保全の取組や、栽培漁業などの取組を全国に発信し、成功のうちに終わることができました。

大会運営並びに警衛警護に当たられた関係各位の御尽力に対し、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

以上、御報告いたします。

1. 日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1号ないし第6号

（質疑並びに一般質問）

○議長富原亮君 日程第1、議案第1号ないし第20号及び報告第1号ないし第6号を議題とし、これに関する質疑並びに道政に関する一般質問を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

植村真美君。

○37番植村真美君（登壇・拍手）（発言する者あり）おはようございます。

それでは、私は、自民党・道民会議を代表して、道政上の諸課題について、順次、質問をしてまいります。

まず、新しい総合計画についてであります。

さきの第2回定例道議会における我が会派としての質疑の中で、道は、来年夏頃を目途に新たな総合計画を策定する考えを表明しました。

その後、先月22日には、北海道総合開発委員会において、新たな総合計画の策定について諮問をし、24日には、計画部会を開催して、骨子案について御議論をいただいたほか、道民や企業等の意向調査や、全道各地域の住民や市町村から幅広く意見聴取を行うなど、取組を進めていると承知しています。

総合開発委員会の委員からは、前向きに勇気づけられるようなポジティブなメッセージの発信が望まれる、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できる計画とする必要がある、それぞれの地域がその特性を生かして発展していくことが重要といった意見があったところであり、それぞれ重要

な指摘がなされたものと考えます。

また、人口減少が避けられない中で、本道の持続的発展に向け、地域経済を担う人材をどのように確保していくのか、あるいは、医療や福祉、交通等の機能を道内各地域でいかに確保していくのかといったことも重要な課題であると考えます。

道のスケジュール案によれば、年内に、より具体的な内容を盛り込んだ計画の素案を示す予定となっていますが、委員会や部会における様々な意見、さらには、道民等の意見を踏まえ、道としてどのような考え方で素案を策定していくのか、伺います。

次に、物価高騰対策についてであります。

新型コロナウイルスによる感染が落ち着きを見せている中、経済活動が活性化してきたことや、ウクライナ情勢、さらには、円安といった為替動向などを反映し、エネルギーや食料価格が高騰したことから、国は、緊急の物価高騰対策を実施するとともに、道も、国の対策予算を活用しながら、これまで価格高騰対策に取り組んできました。

急激な価格高騰が始まって以来、1年以上が経過していますが、本道では、依然として全国を上回る物価高が続いており、道民生活や企業経営に大きな影響を及ぼしています。

このたびの道の補正予算には、新たな物価高騰対策が追加されましたが、国は、ガソリン等のエネルギー価格高騰対策継続強化を決定したほか、岸田総理が新たな経済対策を来月中をめどに取りまとめる考えを示しています。

知事は、現在の道内における物価動向や追加の対策の必要性について、どのように認識しており、今後、物価高騰にどのように対処していく考えなのか、伺います。

次に、物価高騰対策に関連し、追加の補正予算措置についてであります。

道は、今回の補正予算の中で、国の支援策の対象とならなかった特別高圧電力利用事業者を支援する事業費を追加計上していますが、道の説明によると、4月以降の利用分から、従来対象となっていた、いわゆるみなし大企業とされる事業者を支援対象外とするほか、新たに上限額も設定するとのことでした。

当初想定していなかった多数の応募があったとのことですが、事業実施の途中で従来のルールを変更することは、支援を受けることを予定していた事業者にとって途中ではしごを外されたに等しく、道行政に対する信頼を著しく損なうことにもなりかねません。

このたびの特別高圧電力利用事業者への支援策の変更について、知事は、どのように認識しており、今後どのように対応する考えなのか、伺います。

次に、道産食品の販路拡大に関し、まず、処理水の海洋放出についてであります。

東京電力福島第一原子力発電所から発生する処理水の海洋放出が先月24日から開始されたことを受けて、中国が従来の姿勢を一層硬化させ、日本産のあらゆる水産物の輸入を全面停止する措置を取りました。

中国は、本道の水産業にとって主要な輸出先の一つとなっていますが、これまで税関検査の強化などで既に大きな影響を被っていた水産物の輸出にさらに甚大な影響を与えることは必至な状

態であり、早急かつ強力な支援が求められます。

道は、緊急的な対応として、道産水産物の消費喚起に向けた取組を支援するため、今定例会に提出している補正予算と既決の予算を含め、総額約1億円を措置することとしていますが、こうした事態にどのように対処し、直接影響を被っている漁業関係者の方々はもとより、水産加工業や卸・小売業などに携わる方々をどのように支援していくお考えなのか、伺います。

次に、道産食品の海外販路拡大戦略の推進についてであります。

道は、道産食品の一層の海外販路拡大を図るため、現在、第3期の輸出拡大戦略の策定に向け、検討を進めていると承知していますが、このたびの処理水放出に伴って大きな影響を受けているホタテは、道産食品の輸出品目の中で最大のシェアを示しており、昨年度の道内港からの輸出額は約618億円に上るなど、道産食品の輸出拡大戦略の柱となる品目です。

このように戦略の柱として位置づけられるホタテの最大の輸出先が、このたびの処理水放出を契機として輸入停止の措置を発動した中国であり、特定の地域や品目に過度に依存することのリスクが端的に表れた典型的なケースと考えます。

今後は、特にリスク分散を意識した戦略の取りまとめが求められます。

また、科学的な根拠によらず、一方的な主張を展開している中国をはじめ、処理水の放出に懸念を示し、輸入規制を継続している国や地域に対しては、道産食品の安全性を積極的に情報発信していくことも重要です。

道は、今後の道産品輸出拡大戦略にも大きく影響することが懸念されるこのたびの事態を踏まえ、今後どのように対応していくお考えなのか、伺います。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。

道は、有識者や関係団体の代表者などで構成する懇談会を開催し、新税検討を進める市町村などもオブザーバーとして参加も得ながら、観光振興を目的とした新税の検討を進めているところですが、これまでの懇談会の議論では、定額制とする場合の課税単価や市町村の導入する税との関わり、徴収義務者となる宿泊事業者の負担軽減といった制度面の議論が先行している印象を拭きません。

新税を導入するためには、税を負担する方々に観光目的税の狙いやその用途を丁寧に説明し、納税者の理解を得ることが何より重要であり、そのためには、新税の用途について議論を深める必要があります。

他県では観光プロモーションに活用する事例もあるようですが、そのような事業に目的税による財源を用いることが、なぜ、最終的に税を負担する旅行者の方々にとって受益となるのか、受益と負担との関係を明確にしていく必要があります。

むしろ、観光案内所などの情報提供機能の充実や、災害発生時の安全確保のための備品備蓄、遊歩道の整備といった観光客や旅行者の基礎的な受入れ機能を充実させることにこそ活用すべきと考えます。

また、段階的な税率の導入についても議論されていますが、独自に観光目的税を検討している

市町村との関係も含め、さらに議論を深める必要があります。

道は、観光目的税をどのような狙いで導入し、その用途を、市町村との役割分担も踏まえ、どのように整理していくのか議論し、その上で、その用途に必要とされる新税の制度内容を受益と負担の原則に沿って具体的に議論すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、次世代半導体製造拠点の用水確保についてであります。

次世代半導体の製造拠点の建設を開始したラピダス社が本格生産体制を実現させるために必要となる工業用水確保方策を検討するため、道は、可能性調査事業を実施しており、去る7日に第2回の有識者会議が開催されました。

この会議の中では、8案の候補地の中から、様々な客観的な条件を加味し、千歳川から取水する案と、苫小牧工業用水道施設を通じ、安平川から取水する案の2案に、事実上、絞られたと承知しております。

ラピダス社が目的とする本格操業が2027年とされており、それまでに必要となる用水供給体制を確実に整えるためには、工事期間や水利権者との調整等を考慮すると、もはや一刻の猶予もない状況と考えます。

知事は、次世代半導体製造拠点の用水確保に不可欠な水源候補地の選定に向けてどのように対応する考えなのか、伺います。

次に、地熱資源調査についてであります。

三井石油開発が地熱資源開発のため蘭越町で行っていた掘削事業で、掘削井戸から大量の水蒸気が噴き出して以来、既に2か月以上が経過しています。

噴出直後には、硫化水素中毒で病院に一時入院される方が出たほか、人体に有害なヒ素を含む水が敷地外に流れ出すとともに、井戸周辺の道有林も広範囲に変色するなど、被害が生じています。

先月末、井戸へのセメント注入により水蒸気の鎮圧作業は完了したものの、蘭越町が力を入れているブランド米の販売などにも影響が懸念される状況となっています。

水蒸気噴出が始まってからの三井石油開発による情報提供は限定的であり、しかも、時期を失する面もあったことから、住民の不安や不信感をかき立てた面もあったと考えます。

道は、このたびの水蒸気噴出による被害や影響、さらには、三井石油開発による一連の対応をどのように受け止めており、地元の方々に寄り添った支援をどのように進めていく考えなのか、伺います。

次に、再生可能エネルギー開発と住民の安全、安心の確保についてであります。

このたびの水蒸気噴出事案は、三井石油開発が策定した計画を、温泉法に基づいて、道が環境審議会温泉部会に諮った上で最終的に許可し、その計画に基づいて進められた掘削事業の過程で発生したものです。許可の際に、水蒸気の噴出防止装置の設置を条件としていれば、今回の事態は未然に防げた可能性があったと考えます。

環境審議会温泉部会は非公開で行われているため、三井石油開発がどのような事業計画を示し

たのか、審議過程でどのような議論がなされ、噴出防止装置なしでの事業実施が認められたのかについては、明らかにはされていません。

審査の基準や審議の内容が不十分だったため、このような事態となった可能性も否定できないと考えますが、こうした点を確認する道が閉ざされています。

他の都府県では、審議会や議事録を公開しているケースも少なくない状況を踏まえれば、道による意思決定過程の透明性は低いと言わざるを得ません。

地熱資源の開発を住民の理解を得ながら進めていくためにも、審査過程の透明性を高めるとともに、審査基準や審査の在り方等も含め、このたびの事象をしっかりと検証していく必要があると考えます。

このたびの地熱開発に限らず、最近では、再生可能エネルギーの開発に対する地域住民の理解が得られづらいこともあり、従来への対応のままでは、いずれ道が掲げるゼロカーボン北海道の推進にも支障を来すことが懸念されます。

道は、地域住民の方々の安全、安心を第一としつつ、今後どのように再生可能エネルギーの開発を進めていく考えなのか、見解を伺います。

次に、財政運営に関し、まず、収支対策についてであります。

道は、収支不足への対応など、来年度以降必要となる財政運営上の対策を今年度中に検討するとしています。

検討に当たっては、状況変化などを踏まえて、まずは収支の見通しを再度精査する必要があると思いますが、最近も道財政に関するいろいろな動きが出てきています。

例えば、来年度の国費予算の概算要求において、財務省は国債償還費の推計に用いる金利を引き上げる見込みとされており、今後の道債償還費の推計にも影響することが懸念されます。

また、先月行われた人事院勧告によれば、国家公務員の給与は近年を上回る水準での引上げが見込まれており、道の人事委員会にどのような勧告を受けるのか、注視する必要があるほか、エネルギーをはじめとする物価高騰の収束が見通せない中、国では追加の経済対策の検討も進められていると報じられています。

年内の地方財政対策において必要な財源がどう確保されるのか、注視する必要はありますが、現時点では、財政運営上、厳しい材料が増えてきているのも事実であります。

道は、今後、どのような考え方で財政運営上の諸対策を検討していく考えなのか、取りまとめの時期も含めて見解を伺います。

次に、財政調整基金の確保についてであります。

今定例会では、令和4年度の決算剰余金から約137億円を財政調整基金に積み立てるための補正予算が提案されていますが、2定補正予算では、多額の収支不足への対応や、ゼロカーボン北海道基金の造成をはじめとする知事選後の政策予算のため、財政調整基金残高の約4割、160億円が一般会計に繰り入れられた結果、今回の積立てなどを踏まえてもなお、年度末の財政調整基金残高は、昨年度末を79億円下回る見込みとなっています。

先ほど申し上げましたように、財政運営をめぐる状況が不透明な中では、大規模な自然災害をはじめとする不測の事態に備えることはもとより、毎年度の予算編成を安定的に行っていくためにも、財政調整基金をしっかりと確保していくことが極めて重要であります。

道は、今後、財政調整基金をどのように確保していく考えなのか、伺います。

次に、土地信託事業についてであります。

道は、この10月末に契約期限を迎える道有地信託事業に係る契約の延長について、議会の議決を求める提案を行っています。

この事業の信託契約期間が迫ってきたことから、道は、昨年2月にこの事業の総括を行い、信託受益権を売却し、この事業を終了させる考え方を示されましたが、そもそもこの土地信託事業を紹介するホームページには、信託期間終了後、所有権が北海道に移転することを踏まえ、土地の所有権が留保されることにより将来の行政需要にも対応できることを事業実施の理由として掲げています。現在もそのようにホームページで説明しています。

しかし、信託受益権の売却は実質的に土地所有権を他に譲渡することを意味するものであり、土地所有権が道に戻ることをこの事業の利点として説明してきた道の政策スタンスとこのたびの事業総括の結論は矛盾するものであります。

契約期間が1年延長になることを貴重な機会と捉え、事業総括後の社会経済情勢の大きな変化等も十分考慮しながら、土地信託事業に関する従来の考え方との整合性の確保も含め、改めて土地信託事業の在り方を見直す必要があると考えます。知事の見解を伺います。

次に、交通政策についてであります。

今年度は、国がJR北海道に発出した、事業の適切かつ健全な運営に関する監督命令に基づく集中改革期間の最終年度であり、JR北海道と地域の関係者が一体となって取り組んできた利用促進やコスト削減などの結果について総括的な検証が行われる重要な節目を迎えます。

7月末には、知事自らが、いわゆる黄線区の沿線自治体と意見交換を行い、総括的な検証に関する考え方や国による支援の継続、さらには、本道における鉄道ネットワークの重要性を国に訴えていく必要などについて、認識を共有したものと承知しております。

一方で、総括的な検証に向けた国やJR北海道における考え方や方向性などはいまだ明らかになっておらず、先が見えない状態にありますが、そうしたときこそ、この問題の解決に向けた知事の考え方を示し、鉄道の維持・活性化に取り組む多くの関係者の総意がより確かなものとなるよう、道が中心となって取組を展開する必要があると考えます。知事の見解を伺います。

次に、ヒグマ対策についてであります。

令和3年6月の札幌市東区でヒグマが市街を走り回るという前代未聞の出来事を契機に、道議会においてもこれまで多くの議論を重ねてきたところです。

そうした中、本年度も既に3名の方が襲われ、お1人が亡くなられる事故が発生し、その後も各地で目撃情報が大幅に増加しており、人の生活圏とヒグマの生息域が近くなってきたと不安を感じる道民の方々も多いと感じています。

こうした現状について、本年7月、専門家が作成したヒグマと向き合うランドデザインでは、人口減少や高齢化などによる離農や果樹の放置といった人側の変化と、捕獲圧を緩めた中でヒグマは増え、分布域を拡大していることなど、複合的な要因が相まっていることが指摘されており、このままでは、人側の対応力は低下し、ヒグマの生息数は増え、ヒグマへの対応は難しくなるとし、ヒグマの生息圏と人との生活圏を区分けするゾーニングごとの対策の推進や専門人材の配置などを求めています。

また、個体数の増加段階での捕獲活動を怠れば、野生動物の管理は失敗する、判断が遅ければその間も増え続け、結果的に駆除しなければならない個体数が膨らむとの専門家の指摘もあり、まさに、ヒグマとの付き合い方を大きく見直さなければならない転換期にあるのではないかと考えます。

第2回定例会では、我が会派の同僚議員の質問に対し、道からは、現計画の内容が現状に対応しているか、確認するとともに、早急にでき得る限りの対策に取り組んでいくとの答弁があったところです。

いつ事故が起きてもおかしくない状況にあり、直ちに対策を講じる必要があると考えますが、道は、第2回定例会以降、どのように検討を行ってきたのか、また、こうした専門家の指摘をどのように受け止め、今後、どのような点を重視し、取組を進めていく考えなのか、伺います。

次に、スポーツ大会の安全な運営についてであります。

先日、道も後援している国内最大級の自転車ロードレース—— ツール・ド・北海道2023で、レース中に選手が対向車線にはみ出し、走行中の乗用車と衝突し、亡くなるという事故が発生し、大会は2日目から中止となりました。亡くなられた選手の御冥福をお祈りいたします。

自転車側の走行車線は警察による交通規制の対象とされていたものの、対向車線は、大会主催者が自主的に通行止めとしていたとのことで、法的には車両の通行は可能であったとのことです。

競技関係者からは、事故現場はカーブに差しかかる下り坂で非常に危険な区間であるとの指摘があり、こうした事故が発生したことによって、現在、捜査が行われていると承知しておりますが、安全対策が十分行われていたのか、主催者においても早急に検証し、再発防止を図ることが必要です。

サイクリングをはじめとするスポーツ振興を進める上でも、安全、安心な大会運営が求められますが、道は今後どのように対応するのかを伺います。

次に、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてであります。

さきの通常国会でマイナンバー法が改正され、マイナンバーカードを健康保険証として使用することとなったことから、令和6年秋から現行の健康保険証が廃止される予定となっています。

住居の移転や転職等により、加入する医療保険制度が変わっても、マイナンバーカードをそのまま健康保険証として利用できるとともに、マイナポータルで自分の健康情報を閲覧できるといったメリットがあるとされています。

しかしながら、本年5月以降、マイナンバーカードに関わるトラブルが全国で次々と明らかになり、マイナンバーと健康保険証のひもづけ誤りがあり、国においては、マイナンバーに関する総点検を原則11月末までに実施するよう自治体に求めています。

総点検の対象範囲が幅広く、膨大な作業となった場合には、自治体の通常業務への影響も懸念されることから、総点検が自治体にとって過大な負担とならないよう、道として国に適切な対応を強く求めるべきであります。

また、健康保険証との一体化に向けて、国民の理解と信頼が得られるよう、国が責任を持って取り組むことはもとより、道としても、マイナンバー制度への理解が広がるよう、周知を図っていくべきと考えますが、知事の見解を伺います。

次に、地域医療についてであります。

現在、道の総合保健医療協議会において、令和6年4月からの次期医療計画策定に向けた検討が進められていると聞いています。

医療計画は、地域の医療提供体制の確保を目的とすると同時に、がん対策推進計画や循環器病対策推進計画、歯科保健医療推進計画、感染症予防計画、医療費適正化計画など、医療関係の法律等に基づく計画と密接な関連があり、重要な計画と位置づけられています。

中でも、多くの地域で医師不足が続いており、医師の確保が道や各地域にとって特に重要な課題となっており、さらに、医師の働き方改革への対応もあり、医療機関においても医師の確保や勤務体制の見直しなどが急務となっていることから、医師確保計画の重要性は一層高まっています。

さきの第2回定例会における我が会派の質問に対し、知事は、現行計画の検証、医師の働き方改革や地域医療構想の実現に向けた取組の進捗状況を踏まえた医療従事者の確保や、新たに追加される新興感染症対策など、今後の地域に必要な施策について協議していく旨の答弁がありましたが、これまでの具体的な検討状況を伺うとともに、今後どのような計画を策定していこうと考えているのか、伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、まず、業務委託についてであります。

道は、電通北海道に発注した新型コロナウイルス感染症関連業務の委託契約に関する調査結果を先日の委員会に報告しましたが、この中では、7契約中、5契約について承認を受けずに再委託していたこと、また、再委託先のエグゼ社は、勤務実績に基づく請求が必要と認識した後も、実績を改ざんし、過請求を継続していたなど、極めて不適切な実態が明らかとなっています。

事業者は組織的な不正はなかったとしていますが、道の承認を得ることなく再々委託し、多額の公金を2年にわたり過大請求していたことは、今回の事案が、個人的な不正行為と考えることには疑問が残ります。徹底的な原因究明が求められます。

コロナ禍で業務が錯綜していた中、書類上は整合性が取れていたとはいえ、実績を大幅に上回る請求や再委託、再々委託をチェックできなかった道の審査にも問題があったと言わざるを得ません。

知事は、今回の事態をどのように受け止めているのか、また、委託事業の在り方について、再委託、再々委託の適切な確認や実績確認方法等について、再発防止に向けた見直しが必要と考えますが、今後どのように対応されるのか、伺います。

さらに、現在進められているコロナ対策の検証においても、今回の事態について、道の対応も含めてしっかりと検証することが必要と考えますが、併せて見解を伺います。

次に、感染症予防計画の策定についてであります。

新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえ、さらなる感染症危機に備えるため、道では、来年度からスタートする次期北海道感染症予防計画の策定を進めると伺っています。

この計画では、今後、新たな感染症が発生する場合にも、適切に医療が受けられる体制の整備に加え、患者の移送体制や宿泊施設、外出自粛対象者への環境整備などの項目を追加するとともに、新たに病床数や発熱外来機関数などの数値目標が盛り込まれるとのことですが、これまでの新型コロナウイルス感染症における対応を見ても、急速に入院患者が増加した際には、一時的に病床等が逼迫することなど、医療提供体制の課題も指摘されています。

現在進められている新型コロナウイルス感染症対策に関する検証結果をしっかりと反映させることが必要と考えますが、道は、次期の計画策定に当たり、どのように検討を進めていく考えなのか、伺います。

次に、困難な問題を抱える女性への支援等についてであります。

国が本年6月に示した女性版骨太の方針2023では、女性が安心できる社会は、男女共同参画の前提であり、配偶者暴力や性犯罪・性暴力対策、困難な問題を抱える女性への支援等を通じて、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現に向けた歩みを着実に進めるとの考えが示され、保護命令制度の拡充などが盛り込まれた配偶者暴力防止法、いわゆるDV防止法や、新たに制定された、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の令和6年4月の施行に向けて、環境整備等に取り組むこととされています。

都道府県は、これらの新たな法制度の下で、国が示す基本方針に即して、それぞれ基本計画を策定することとされており、道においても今年度中に困難女性支援に関わる基本計画を新たに策定するものと承知していますが、女性が抱える困難な問題について、どのような課題があると認識しているのか、伺います。

また、DV防止法に基づき道が作成している、いわゆる配偶者暴力防止基本計画は今年度で終了し、次期計画に向け、見直しが行われると聞いておりますが、この計画と困難女性への支援に関わる新たな計画との関連や、それぞれの計画策定の在り方について、どのように考えているのか、併せて伺います。

次に、空き家対策についてであります。

人口の減少や高齢化に伴い、居住者のいない空き家が全国的に増加をしており、中には、管理が行き届かず、地域の防災や景観保全等の観点から問題になっているケースも少なくありません。

国は、空き家対策特別措置法を改正し、手入れが不十分な空き家について、市町村の指導が行われても改善しない場合、固定資産税の軽減対象から除外するほか、空き家の活用を促す制度を新たに導入するなど、対策を強化しています。

また、道内でも、空き家の解体費への助成を強化するほか、解体事業者の情報提供などを始める自治体が見られますが、建設産業の担い手不足や資材費の高騰などの影響もあり、空き家の解消やまちづくりに向けた活用等が順調に進んでいると言える状態ではありません。

道は、道内における空き家の現状をどのように認識しており、その解消や有効活用等にどのように取り組んでいく考えなのかを伺います。

次に、建設産業の担い手不足対策についてであります。

国の雇用統計から本道の職種別有効求人倍率を見ると、建築・土木・測量技術者が5倍を大きく超えているなど、建設産業分野の求人倍率が軒並み高い現状が続いており、特に、最近、札幌市内のオフィスビルや商業施設などが更新時期を迎え、民間による建築投資が活発化していることや、北海道新幹線の札幌乗り入れに向けた工事が本格化していることなどから、建設産業分野の担い手不足が深刻化しています。

こうした状況に加え、千歳市に立地が決定したラピダス社の建設工事が今月から本格化するのに伴い、全道から建設関連産業の人材が道央圏に集中する傾向が強まり、地域によっては、予定していた公共土木工事の実施にも深刻な影響が生じかねないと懸念する声を聞いています。

このような状況が、新幹線の2030年開業や、ラピダス社の生産工場の本格稼働が予定されている2027年まで継続するとすれば、道内の特に地方経済に影響するばかりではなく、河川や道路、港湾といった国土強靱化対策の実施にさえ、深刻な影響が及びかねません。

道は、こうした建設産業の人材逼迫が懸念される状況をどのように認識しており、今後どのように対応する考えなのかを伺います。

次に、水田農業の推進についてであります。

現在、国においては、25年ぶりに、食料・農業・農村基本法の見直しに向け、食料安全保障や食料自給率向上の観点から議論が行われていると聞いていますが、主食である米の安定的な生産は、食料の安定供給の面から最も重要な課題であると考えます。

本道の稲作は、寒冷地ならではの厳しい気候の下、土地改良や品種改良、栽培技術の向上など、先人の方々の不断の努力により、国内有数の米どころとして発展しており、また、食味の評価についても、令和4年には、「ななつぼし」「ゆめぴりか」「ふっくりんこ」の3品種が最高ランクの特Aを獲得し、特に、「ななつぼし」「ゆめぴりか」は、10年以上連続で最高評価を受け、北海道米ブランドが着実に確立されてきています。

一方、消費者の嗜好の変化や人口減少などによって、主食用米の消費が一貫して減少傾向にあることや、水田活用直接交付金の交付対象水田の見直しなど、水田農業をめぐる環境は大きく変化してきています。

今後とも稲作の振興を図るため、需要に応じた米の生産を進めるとともに、小麦や大豆など国

内自給率が低い作物への転作を促進するなど、水田をフル活用し、稲作経営等の所得を確保することが重要であると考えます。

道としては、持続可能な水田農業の推進についてどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、水産業の振興についてであります。

21世紀は環境の世紀と言われており、様々な分野において持続可能な発展が求められているほか、近年では、SDGsやカーボンニュートラルといった国際的目標への対応が求められています。

このような中、国の水産基本計画において、海洋生態系を維持しつつ、持続的な漁業を行うため、藻場や干潟の保全、造成や、野生生物による漁業被害対策などの必要性がうたわれています。

本道では、日本海、太平洋、オホーツク海で漁獲される多様な水産資源を活用し、漁業が行われておりますが、磯焼けによる藻場の減少や、ホタテ貝殻など水産系廃棄物の発生、トドなど海獣による漁業被害といった課題が山積しており、環境とのバランスを保ちながら水産業の振興を図っていくことがますます重要になってきています。

本道の水産業が、引き続き持続可能な産業として、こうした課題に的確に対応していくためには、環境との共生の実現に向けて取り組むことはもとより、ゼロカーボン北海道に貢献できるよう、全国一の藻場面積を有する本道の優位性を生かしたブルーカーボンの取組を積極的に推進するなど、新たな視点に立って本道水産業の振興を図っていく必要があると考えますが、道としてはどのように取り組んでいくお考えなのかを伺います。

次に、北方四島安全操業についてであります。

北方四島周辺水域における安全操業交渉については、本年1月に、ロシア側から、政府間協議の実施時期を調整することができないとの通告があったことから、漁業者の方々は、1月から予定していたスケトウダラやタコ漁業の操業を断念するという苦渋の決断をしているところであり、漁業者をはじめ、地域経済を支える水産加工などの関連産業に携わっている方々にとっても、今後の見通しに大きな不安を抱えることとなったのではないかと受け止めております。

こうした中、国では、秋以降に予定されているホッケやタコ漁業の操業が可能となるよう、引き続き、ロシア側と調整を行ってきたと聞いておりますが、ホッケ漁業は、既に例年の操業開始日を過ぎているにもかかわらず、いまだに具体的な見通しが示されていないことから、漁業者の方々は、操業ができるのか、できない場合の支援はどのようになるのか、日々、不安を募らせています。

知事は、現在の状況を受け止め、今後どのように対応していく考えなのか、伺います。

次に、森林環境譲与税についてであります。

国は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図ることを目的として、森林整備等の推進に必要な財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、税の徴収に先行して令和元年度より都道府県や市町村に譲与が行われています。

道では、これまで、市町村における譲与税の活用を促進するため、市町村職員を対象とした研修会や優良事例の情報提供などを行っており、活用額は増加してきています。

令和6年度からは、年1人1000円の森林環境税の徴収が開始され、市町村への譲与額も増額されることから、譲与税を活用した、市町村が主体となった森林整備が一層進められるよう支援していく必要があると考えますが、道としては、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

また、現在、国では、譲与税について、譲与基準も含めた見直しを検討していると承知していますが、森林の多い道内の市町村により多くの譲与税が譲与されるよう、国に働きかけていく必要があると思いますが、道の対応について併せて伺います。

次に、教育問題に関し、まず、教員の確保についてであります。

全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、教育の質の向上を実現するためには、何より直接学校教育を担う質の高い教員を確保することが不可欠です。

その一方で、国による教員勤務実態調査によれば、在校等時間数は減少しているものの、依然として長時間勤務をしている教員が多いという実態が明らかになっています。

また、教員志願者の減少傾向も続いており、特別支援学級も含め、欠員が生じている学校も多く、精神疾患で休職中のまま離職する者も増加していることから、働き方改革を加速させるとともに、教職の魅力の発信や処遇改善が急務となっています。

このため、現在、国においては、学校における働き方改革をはじめ、教師の処遇改善や学校の指導・運営体制の充実により、総合的な検討が進められており、先月には、当面取り組むべき課題として、業務の適正化や働き方改革の実効性の向上、勤務環境整備等の支援について緊急提言が出されています。

道教委としては、こうした国の動向についてどのように受け止めており、教員の働き方改革の推進や教員の魅力の積極的な発信など、質の高い教員の確保に向けて、今後どのように取り組んでいく考えなのか、教育長に伺います。

次に、部活動の地域移行についてであります。

少子化の進行に伴い、中学校の生徒数の減少が加速しており、公立中学校では、部活動の部員が集まらず、大会への出場はもとより、日頃の練習もままならず、部活動を維持することが困難な状況となっています。

この傾向は、都市部はもとより、地方においてより加速しており、地域格差の拡大にも影響を与えていると考えます。

こうした現状を踏まえ、昨年12月に国が策定したガイドラインに基づき、本年3月、道教委は、部活動の地域移行に関する推進計画を策定し、公立中学校を対象に、今年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として重点的に取組を行い、まずは、休日の部活動から段階的に地域移行することを基本に、地域の実態等に応じて可能な限り早期の移行を目指すとしています。

第2回定例会では、我が会派の同僚議員から、地域の実情に応じた部活動の円滑な地域移行に

どう取り組むのかを伺い、道教委は、推進計画に基づく取組を着実に進めるため、各市町村の取組状況や課題などをきめ細かく把握し、実情に応じた提案や助言を行う旨の答弁がありました。が、これまでの進捗状況と、今後どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

次に、不登校対策についてであります。

国の調査によれば、令和3年度の不登校児童生徒は、公立小中学校を合わせて、全国で約23万8000人、道内でも約1万500人に上り、いずれも過去最高となっています。また、学校内外の専門機関等で相談、指導等を受けていない児童生徒が全国で3割を超えていたことが明らかになっています。

不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境の整備を進めるとともに、児童生徒、保護者のニーズに対応した相談窓口の紹介や、フリースクール等の民間施設に関する情報の積極的な発信が必要と考えますが、道教委は、今後、不登校対策にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、学校における熱中症対策についてであります。

道内では、この夏、真夏日が観測史上最長となる連続44日を記録するなど、かつてない猛暑に見舞われています。

こうした中、道内の公立学校においては、本年度、これまでに熱中症の疑いで病院に搬送された事案が36件と、前年より大幅に増加しており、臨時休業や下校時刻を繰り上げた学校も多いと聞いています。

熱中症事故の未然防止に向け、各学校が児童生徒に水分補給等の指導を行うとともに、体育活動や部活動の実施の可否を適切に判断するなど、対応を徹底していくことが重要と考えますが、道教委としては、どのように市町村教育委員会や学校に周知を図っていくのか、伺います。

また、昨年9月時点で、道内の公立小中学校では、普通教室への空調設備の設置率が16.5%、公立高等学校では0.7%と、いずれも全国最低にとどまっています。

年々暑さが厳しくなっているからこそ、子どもたちの学びの環境を改善するために、早急に空調設備の整備を進めることが必要と考えますが、今後どのように対応していくのか、知事及び教育長に伺います。

最後に、公安問題に関し、違法薬物の対策についてであります。

首都圏の私立大学運動部の学生寮で大麻を所持していた学生が検挙される事件が発生し、違法薬物が社会に広く浸透している事態が改めて明らかになりました。

道内においても、ここ5年ほどの間に、大麻に関連する検挙人数は2倍以上に急増しており、覚醒剤事犯を上回る状況となっています。

海外で合法化されているといった情報がSNSを通じて広まっており、若者の間で大麻に対する警戒心が薄れていると言われていますが、こうした若者の心の隙間をつく形で、さらに危険性の高い覚醒剤や合成麻薬に誘い込むケースも増えていると聞いています。

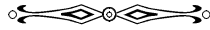
特に、若者が違法な薬物事犯に巻き込まれることのないよう、道警察はもとより、教育関係者

などが一体となり、この種事犯の未然防止に取り組む必要があると考えますが、今後どのように対応していくのか、知事、教育長並びに警察本部長に伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩



午前10時55分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）自民党・道民会議、植村議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、道政上の諸課題に関し、まず、新しい総合計画についてであります。今後の計画策定に向けては、人口減少や経済、産業をはじめとする本道を取り巻く社会経済情勢について、2030年代半ばの将来の展望を共有した上で、北海道が目指す姿と、その実現に向けた政策展開の方向性、さらには、将来を見通すことが難しい課題に対する変化への備えといった観点で、北海道総合開発委員会をはじめ、広く道民の皆様と議論を深めていくことが重要と考えております。

こうした考えの下、先月開催した委員会においては、委員の皆様から、北海道が目指す姿について、今後の成長やポテンシャルに鑑み、視点を日本国内から世界に広げ、世界に選ばれる北海道を目指していくべきといった御意見、また、政策展開の基本方向について、それぞれの地域が持つ多様な特性や、高齢者、女性、外国人など、人の多様性を生かしていく必要があるといった御意見をいただいたところであります。

私としては、こうした委員の皆様御意見も踏まえ、本道のポテンシャルなど、成長や潜在力の発揮、人口減少問題や人手不足など、直面する重要課題への対応、固有の特性を生かした各地域の発展といった三つの視点を基本に、本道の目指す姿や、その実現に向けた政策展開の方向性について具体的な検討を進めていく考えであり、引き続き、本道の将来を担う若年層をはじめ、幅広い世代や地域、職種の方々や、市町村の皆様から直接御意見を伺いながら、次の定例会に向けて、計画の素案をお示ししてまいります。

次に、物価高騰への対応についてであります。エネルギーや原材料等の価格高騰は長期化し、道民の皆様生活や事業者の方々を取り巻く経営環境は大変厳しい状況となっており、今後、冬を迎える中、社会経済活動の回復を後押しするためには、その生活や経営を支えるといった観点から、影響の軽減に向け、適切に対応する必要があると認識をしております。

道では、これまで、価格高騰等経済対策を策定し、市町村や関係機関との密接な連携を図りつつ、対策の円滑かつ迅速な執行に努めてまいりましたが、国では、さらなる燃料油の価格抑制策を発動したほか、先般、岸田総理から、新閣僚に対して新たな経済対策に盛り込むべき柱立てを今月中に提示し、来月中をめどに具体的な対策を取りまとめるとの考えが示されたところであり

ます。

こうした状況を踏まえ、経済対策推進本部や各種調査を通じ、地域や事業者の方々の実情やニーズなどを丁寧に把握するとともに、国の政策動向も見据え、私としては、道民の生活を守り、事業者の方々の負担が軽減されるよう、最大限努めてまいります。

次に、特別高圧電力の利用事業者の方々への支援についてであります。道では、電気料金の高騰に対応し、特別高圧電力を利用する中小企業に対し、支援金を支給することとし、6月末より申請受付を開始いたしました。今後、申請が見込まれる事業者の電気使用状況などを勘案すると、予算が不足する見込みとなりました。

このため、4月分以降の支給については、特に物価高騰の影響を大きく受ける経営基盤が弱い中小・小規模事業者の方々に支援対象の重点化を図ることとし、いわゆるみなし大企業を支援対象外とするとともに、支援額に上限額を設定し、今定例会において補正予算案を提出させていただきました。

道としては、引き続き、支援金の受給に影響を受ける事業者の皆様に丁寧な説明を行い、理解をいただけるよう努めるとともに、このたびの予算積算が結果として不足したことをしっかりと受け止め、経営状況の厳しい中小・小規模事業者の方々の事業継続が図られるよう、事業者の皆様に寄り添いながら、物価高騰の影響緩和に向けたさらなる対策の検討と国への要望を早急に進めてまいります。

次に、ALPS処理水の海洋放出に関し、漁業関係者の方々などへの支援についてであります。昨年の道産水産物の輸出額が過去最高を記録する中、最大の輸出先国である中国がこのたび講じた輸入停止措置は、科学的根拠に基づくものではなく、漁業をはじめ、本道経済に極めて大きな影響を与えるものであり、断じて受け入れられるものではありません。

このため、道では、8月25日、漁業者や中小企業者の皆様に対して、資金繰り支援などに関する特別相談窓口を開設したほか、国に対し、輸入停止措置の即時撤廃や消費拡大など、万全の対策を講じるよう緊急要請を行い、9月1日にも西村経済産業大臣に私が直接要請をするとともに、振興局において事業所を直接訪問するなどして、御意見や御要望をお伺いしてきたところでございます。

今後、道としては、今定例会に提案している補正予算により、漁業者団体が緊急的に実施する全国の量販店での消費喚起や販売促進への支援に加え、道内外のどさんこプラザを活用した販促キャンペーンやテスト販売、商談会のほか、オーストラリアやベトナム、タイにおける輸出プロモーションやインバウンド向けのPRなどに取り組んでまいります。

さらに、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、社員食堂やふるさと納税を活用したPR等を進めており、引き続き、国の支援策なども効果的に活用して、ホタテガイはもとより、様々な道産水産物の国内消費の拡大や加工処理体制の強化、輸出先国の多角化といった総合的な取組を加速し、関係者の皆様が将来にわたり安心して事業を継続できるよう、私自身、先頭に立って、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。中国の輸入停止措置の本道に及ぼす影響は非常に大きなものであり、道では、今後のグローバルリスクの分散に十分配慮し、輸出品目や販路の拡大、付加価値の向上などを内容とする次期輸出拡大戦略を検討しているところであります。

また、11月には、ASEANの富裕層のショーウインドーとされるシンガポールにおいて、現地百貨店と連携をし、道産食品の安全性やおいしさを自らPRするとともに、海外のどさんこプラザを拠点とした商談会やフェアを予定しております。

道としては、食品輸出をめぐる様々な品目や商品への影響も見極めつつ、国やジェトロをはじめとする関係機関と連携しながら、道産食品の安全性について一層丁寧な情報発信に努めるとともに、多様な輸出先国における市場ニーズの把握や商談機会の提供、輸出に挑戦する事業者の方々の育成など、道産食品の輸出拡大に積極的に取り組んでまいります。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、検討の再開後、新税の導入目的や使途、そのために必要となる税制度などについて検討を進めてきており、先般開催した懇談会には、観光の高付加価値化、観光サービス、観光インフラの充実、危機対応力の強化という三つの柱に沿った使途の方向性などをたたき台としてお示しし、御議論をいただきました。

使途の一つとして想定しているプロモーションについては、国と連携しつつ、国内外の方々に本道観光の魅力を発信することで、旅行先を選ぶ上で有益な情報を得ていただくものであり、観光地づくりと一体的に展開していくことが必要と考えております。

今後、道としては、納税していただく皆様に、新税の導入について御理解を深めていただけるよう、観光客の皆様の満足度や利便性の向上、安全、安心の確保といった視点から、新税の導入目的の明確化を図り、その目的に沿った使途についてさらに検討を進め、関係する市町村とも役割分担などについて、引き続き十分な調整を図りながら、丁寧かつスピード感を持って、税制度の内容も含めた道の考え方を取りまとめてまいります。

次に、ラピダス社への水の供給についてであります。道では、2027年からの量産開始に向けた取水量確保の可能性等について検討を進める上で、専門的な見地からの幅広い意見を聴取するため、有識者懇話会を設置し、今月7日に開催した第2回懇話会では、自然環境保全や必要な取水量確保の観点から、水源候補地を千歳川と苫小牧地区工業用水道の2案に絞り込み、両案の評価方法などについて御意見を伺いました。

今月末に予定している第3回懇話会では、ラピダス社のスケジュールを踏まえ、両案について総合的な評価を行っていただくこととしており、道としては、有識者の皆様の御意見を踏まえ、10月上旬には供給方法等の方針を固め、ラピダス社や千歳市、国などと必要な調整、検討を迅速に進めてまいります。

次に、蘭越町で発生した蒸気噴出への対応についてであります。掘削を行っていた井戸については、先月28日に埋め戻しを完了いたしました。約2か月にわたり噴出が継続したことから、健康被害の発生や井戸周辺の道有林への影響のほか、地元農産物などへの不確かな情報があ

ることも承知をしており、特に発生当初には、掘削事業者による情報発信が十分でなく、住民の方々に大きな不信感を抱かせることになったと認識しております。

このため、7月11日には、事業者に対して、私から直接、噴出の抑制に向けた対応に万全を期すとともに、情報発信や共有のための連絡会議の開催を求めたところであり、道として、この会議を通じて、必要な指導や助言も行っていました。

事業者に対しては、引き続き、健康被害を訴えた方などへの寄り添った対応を求めるとともに、道としても、蘭越町と連携し、環境モニタリング結果や外部の専門家の方々の意見を踏まえ、正確な情報発信を積極的に行うなど、地域の方々への不安解消に努めてまいります。

次に、再生可能エネルギーの導入についてであります。現行の温泉法における井戸の掘削を許可する際の基準では、安全性確保の観点から、可燃性天然ガスが噴出するおそれがある場合に限り、噴出防止装置の設置を要件としているところではありますが、今回の事案は、可燃性天然ガスではないものの、硫化水素や蒸気が噴出し、周辺環境に影響を及ぼす事態となったことから、道としては、設置要件など基準の変更の必要性について、今後、国に検討を求めてまいります。

また、こうした許可に際しては、これまで、環境審議会温泉部会が審議結果のみを報告してきたところではありますが、今後は、審議の明確化を図る観点から、結果に加え、その経過も公表するよう、道が部会に提案をしております。

道としては、地熱など再エネ事業が安全性の確保を第一としながら、自然環境や景観との調和を図るなど適切に実施され、地域の皆様の理解に配慮しつつ、ゼロカーボン北海道の実現にもつながるよう取り組んでまいります。

次に、財政運営に関し、まず、収支対策についてであります。道財政は、来年度以降も収支不足の発生が見込まれており、エネルギー価格等の高騰が長期化する中、金利上昇などの新たな懸念要素もあることから、今後も厳しい状況が続くと想定をされます。

一方、こうした状況にあっても、直面する物価高騰への対応や中長期的に取り組むべき政策課題のほか、財務体質の改善といった財政課題にも着実に対応していく必要があります。そのためにも、収支不足の解消や実質公債費比率の改善をはじめ、財政健全化に向けた取組を引き続き計画的に進めていくことが重要であると認識しております。

道としては、今後、国の予算編成や地方財政対策などの動向を注視しつつ、歳入歳出に関し、改めて収支見通しの精査を行った上で、必要となる対策の検討を進め、年内にも、その方向性をお示ししてまいります。

次に、財政調整基金の確保についてであります。財政調整基金は、予期しない歳出の増加や経済事情の変動等による大幅な歳入減などへの備えとして、その確保は大変重要であると認識しております。

このため、行財政運営の基本方針においても、財政調整基金について、自然災害への対応などといった不測の事態への対応や、中長期的な視野に立った財政運営を行うためにも、将来的におおむね500億円程度の確保を目指すこととしております。

道としては、こうした考え方にに基づき、歳入歳出予算全体について徹底した精査を行うことはもとより、歳入確保や効率的な予算執行による経費節減に一層努めることなどにより財源を捻出しながら、基金残高を確保できるよう取り組んでまいります。

次に、土地信託事業についてであります。この事業は、民間のノウハウや資金力などを活用し、道の財政的・人的負担を軽減しながら、土地の有効活用を図ることができることや、土地の所有権が留保され、将来の行政需要にも対応できることはもとより、信託受益権での売却も含め、様々な選択が可能な仕組みであることを踏まえ、平成3年に北1条西7丁目の道有地で事業を導入したものであります。

道では、こうした事業の仕組みの中で、信託財産の取扱いについて、複数の対応案を検討し、外部有識者の方々の御意見もお聞きしながら、昨年2月に事業総括を取りまとめたところであります。

一方、この取りまとめから約1年半が経過したことや、道議会での御議論も踏まえ、道としては、現在、改めて外部有識者の方々から幅広く御意見をお聞きしているところであり、社会経済情勢や不動産市況の変化等を確認するとともに、今後、ホームページでの情報発信など、道民の皆様へ、これまでの経緯も含め、分かりやすい情報提供を行い、様々な御意見を丁寧にお伺いしながら、信託期間内に必要な手続を進めることなど、信託財産の取扱いに支障が生じないように、適切に対応してまいります。

次に、持続的な鉄道網の確立に向けた取組についてであります。今年度内に行われる、いわゆる黄線区の取組に関する総括的検証の方法などについては、現時点で明らかではありませんが、検証に当たっては、沿線首長から多くの御意見があるように、国が監督命令を発出した際には想定されていなかったコロナ禍や、その影響により、利用促進に十分取り組めない状況にあっても、地域の関係者が、子どもの体験乗車会の開催やサイクルトレインのモニター運行など、可能な限りの取組を行ってきております。

このほか、現在、各線区で進められている実証事業の実施状況などについても十分に考慮する必要があることから、アクションプランに掲げる線区別収支や輸送密度といった数値指標の達成状況のみで評価されることがないように、JRや国に働きかけてまいります。

私としては、持続的な鉄道網の確立に向けては、JRの徹底した経営努力を前提として、国の実効ある支援とともに、地域としても可能な限りの協力支援が必要と認識をしております。こうした認識が、道をはじめ、地域関係者の総意となるよう、本道の鉄道が有する魅力や人流はもとより、全国各地に農産物などを安定的に供給するといった物流面も含めたネットワークとしての重要性や価値などを発信し、さらなる需要喚起を図るなど、線路の維持・活性化に向けて取り組んでまいります。

次に、ヒグマ対策についてであります。道では、人とヒグマのあつれきが、かつてないほど高まり、危機的な状況に直面しているという認識に立ち、個体数増加の抑制に向け、今年から実施した春期管理捕獲の検証を行うとともに、市町村への支援やゾーニング管理など、広域的対応

を行うための体制の構築に向けた検討を行ったところであり、8月28日には、ヒグマ保護管理検討会を開催し、ヒグマ管理計画や道が講ずべき施策などについて御意見をお聞きしたところであり、

検討会では、春期管理捕獲の強化など、ヒグマの増加を止めるための取組が急務であることや、専門的人材の配置による体制の整備、さらには、ゾーニング管理の導入などについて御意見をいただき、いずれも重要であると認識をしております。

道としては、これらの御意見なども踏まえ、まずは、機動的に現場へ赴き、市町村を支援するため、本庁のヒグマ対策室に新たに職員3名を兼務発令し、体制強化を図ったほか、市町村の緊急時の防除体制を支援するため、電気柵や自動撮影カメラの振興局への配備などに取り組んだところでもあります。

今後は、ハンターの育成を含めた春期管理捕獲の強化に向けた検討を速やかに進めてまいります。

また、全道的な対応力の強化を図るため、地域の窓口として、14振興局の環境生活課が現場での情報を収集した上で、効果的な対応を図る仕組みの構築や、専門的知識を有する職員の配置も含めた振興局の体制を検討するほか、人里出没時の対応の強化なども含め、ヒグマ管理計画の見直しも視野に、危機感を持って抜本的なヒグマ対策の強化に向け取り組んでまいります。

次に、スポーツの安全、安心についてであります。去る9月8日に行われたツール・ド・北海道2023において、競技中に大変痛ましい事故が発生をしたことは、誠に残念であり、お亡くなりになられた選手の方に対し、哀悼の意を表するとともに、御遺族には、心からお悔やみを申し上げます。

道としては、このような事故が二度と起こることのないよう、各種スポーツ大会の主催者に対し、けがや事故の防止に向けて十分な安全対策を講じるよう注意喚起を行うなど、安全、安心にスポーツ大会が運営されるよう取り組み、道内外の多くの方々から本道においてスポーツに親しんでいただけるよう努めてまいります。

次に、医療計画についてであります。本道においては、少子・高齢化による人口構造や医療ニーズの変化を見据えつつ、それぞれの地域の医療課題に的確に対応し、将来にわたって持続可能な医療提供体制を構築していくことが重要であります。

このため、道では、客観的な医療データの地域分析を踏まえ、現行計画の進捗状況等の検証を行っており、医師の確保については、働き方改革の推進に伴い、地域の医療提供体制に影響が生じないように、地域枠医師が、地域から派遣希望の多い診療科を選択する仕組みづくりや、地域への定着支援策などを検討しております。

また、新たに計画の事業に位置づけられる新興感染症対策については、外部の有識者の方々などによる新型コロナウイルス感染症への対応の検証も踏まえながら、北海道感染症対策連携協議会等において検討を進めており、道としては、引き続き、関係者の皆様に御議論いただき、次の医療計画の策定に向け取り組んでまいります。

次に、電通北海道による過請求事案についてであります。電通北海道による報告を受けた後、速やかに、内容の精査や電通北海道及び再委託先の企業に対する実態調査を行い、その結果、両者の不適切行為を確認したところであります。

私としては、このたびの事案を、道民の皆様の信頼を著しく失墜させる極めて不適切な行為と受け止め、この調査結果の下、道の規程に基づき、今月15日から入札参加資格者の指名を停止するなど、所要の措置を講じたところであります。

また、道としては、こうした不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったところであり、再発防止に向けては、現行の要綱等に定める手続の徹底に加え、契約締結に当たり、執行体制や業務実績など必要な資料を求め、履行能力などを十分に確認した上で、受託者の選定や、再委託の承諾手続を行うこと、委託期間中においては、関係書類の徴取に加え、現地調査の実施等を通じて、適正な履行に向けた牽制機能の強化を図ること、完了検査時においては、源泉徴収関係書類等の公的書類を用いて勤務実態を確認するなどの確かな審査を行うことといった、業務の各段階において留意すべき事項を庁内に周知したところであります。

また、受託者等の契約に関する理解や責任感の欠如が本事案の一因となったことを踏まえ、その責任を明確化するため、業務委託事務取扱要綱に定める契約書の標準様式を見直し、再委託を受ける者の行為について、受託者が全ての責任を負うことなどについて規定するとともに、禁止事項や事情変更に係る報告義務といった公的業務に関する基本的なルールや留意事項を受託者に周知するなど、事務処理手続の見直しを進めてまいります。

また、様々な段階の会計事務研修において、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実するなど、職員のスキルアップにも取り組んでまいります。

なお、こうした手続の見直しは、道の契約事務の取扱いに係るものであるものの、今回の事案は、新型コロナウイルス感染症対策における業務の中で生じたことから、その経過や再発防止に向けた取組などについて、北海道感染症対策有識者会議の御意見を伺い、今後の対応に生かしてまいります。

次に、感染症予防計画についてであります。昨年末に改正された感染症法に基づき、今年度、道が策定する感染症予防計画では、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえつつ、新興感染症等の予防や発生・蔓延時の取組として、病原体等の検査能力や、入院、発熱外来の医療機関数、医療従事者等の研修、訓練といった今後の備えを的確に盛り込んでいくことが重要であります。

このため、その策定に当たっては、医療機関や関係団体などで構成する北海道感染症対策連携協議会や北海道新興・再興感染症等対策専門会議などの御意見を伺うほか、北海道感染症対策有識者会議におけるこれまでの取組に対する検証結果等も反映することとしております。

また、医療機関や福祉施設など、地域で実働された皆様からも、当時の状況や課題を個別具体的に伺うとともに、市町村や保健所といった現場の声も生かしながら、広域分散型である本道の地域実情等を踏まえた実効性のある計画となるよう検討を重ねるなど、その策定に向け、取組を

進めてまいります。

次に、困難な女性の支援に係る計画策定についてであります。昨今、女性が直面する問題は、生活困窮、性暴力や性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑化、多様化、複合化しており、孤独・孤立対策といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっていると認識をしております。

来年4月施行のいわゆる困難女性支援法は、こうした様々な困難な問題を抱える女性への相談から保護、自立までを包括的に支援する新たな枠組みを構築するもので、道では、当該法に基づき、今年度中に新たな計画を策定する予定であります。

この困難女性支援に係る計画と今年度で計画期間が終了する配偶者暴力防止基本計画については、DVによる家庭関係の破綻など、対応すべき問題に深い関連性があり、より効果的な施策の推進を図る観点から、二つの計画を一体的に策定する方向で検討しております。

道としては、当事者の方にも可能な限り丁寧に意見をお聞きするほか、民間支援団体等から対象者の実態や活動状況を伺うなど協働して、支援を必要とする女性の福祉の増進及び充実に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、女性の人権が尊重され、安心して、かつ、自立して暮らすことのできる社会の実現を目指す考えに立ち、計画策定を進めてまいります。

次に、空き家対策についてであります。道内では、住宅市場に流通しない空き家が増加しているほか、人口減少などに伴い、さらなる空き家や空き店舗等の増加が懸念をされていることから、道としては、防災はもとより、景観保全や地域活性化の観点からも、空き家等への対策は大変重要と考えており、これまで、空き家等対策に関する取組方針に基づき、北海道空き家情報バンクを開設するとともに、市町村支援のための手引を作成するなど、空き家等の解消に向け取り組んできたところであります。

こうした中、本年6月に、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正をされましたことから、道としては、今年度中に取組方針を見直すとともに、手引の改訂や所有者の特定などに民間法人を活用するといった新たな制度に関する研修会の開催など、市町村支援に取り組むほか、所有者などに向けたガイドブックを改訂し、意識啓発を図るなど、空き家の有効活用や除却の促進といった、空き家等対策をさらに強化し、道民の皆様が安心して暮らし続けることができる地域づくりに取り組んでまいります。

次に、建設産業の人手不足対策についてであります。本道の建設産業は、就業者の高齢化や若年者の入職が進まない状況が続いている中、建設業団体では、北海道新幹線の延伸やそれに伴う再開発などにより、さらなる労働者不足を危惧しており、道としては、建設産業の人手不足により、地域の守り手として建設産業が担う役割を十分に果たせなくなることが懸念されることから、担い手の確保育成は喫緊の課題と認識をしているところでございます。

このため、道では、本年3月に建設産業ミライ振興プランHOKKAIDOを策定し、担い手確保・育成を早急に解決すべき重点課題と位置づけ、週休2日の導入促進などによる働き方改革、ICTの活用による業務の効率化や人材育成に関する研修への支援といった生産性の向上、

高校生との意見交換や就業体験の実施などによる魅力の発信を施策の柱として取組を展開しているところでもあります。

加えて、今年度から、各企業の担い手確保・育成の取組を支援するため、総合評価落札方式による入札において、入社後の奨学金の返済支援を行う企業を新たに加点評価の対象としたところでもあります。

道としては、こうした取組を進めるとともに、本道の建設産業を取り巻く状況や人手不足対策に係る制度の取組について周知を図るため、事業者向けの説明会を開催するなど情報発信に努めるほか、北海道人材確保対策推進本部員会議も活用し、各部局の連携を強化し、人材確保に向けた取組を進めてまいります。

引き続き、関係団体などと密接に連携をしながら、地域の安全、安心に欠かせない建設産業の振興に全力で取り組んでまいります。

次に、持続可能な水田農業の推進についてであります。主食用米の需要が毎年10万トン程度減少する中、本道の水田農業が持続的に発展をしていくためには、北海道米の需要に応じた生産を基本に、水稻の作付面積を確保しつつ、輸入依存度の高い小麦や大豆などの生産も進めながら、水田をフル活用していくことが重要であります。

このため、道としては、多様なニーズに応えた米の生産と、地域の実情に応じた畑地化の推進に向けて、関係機関・団体と連携した米の生産の目安の設定をはじめ、新品種の開発や普及、基盤整備の計画的な推進やスマート農業技術の活用による生産の効率化、さらには、北海道米のブランド力向上と消費拡大などの取組を総合的に展開し、生産者の方々が、将来にわたって意欲を持って営農できるよう、水田の生産力の強化と稲作経営の安定に取り組んでまいります。

次に、本道水産業の振興についてであります。

漁業は、生態系のバランスを保ちつつ、自然と共生しながら、その恵みを利用する産業であり、本道水産業の持続的な発展を図るためには、環境に配慮した漁業生産活動を展開していくことが重要と認識しております。

このため、道としては、トドなどの海獣類の科学的根拠に基づく適切な管理の下、漁業被害の軽減に取り組むとともに、水産系廃棄物の処理方法の検討や漁具のリサイクル実証試験により、廃棄物の循環利用を推進してまいります。

また、道と地域が連携し、藻場の保全、造成や海藻養殖などの吸収源対策に、より積極的に取り組めるよう、ブルーカーボンに関する推進方向を年度内に定めるなど、水産分野におけるゼロカーボン北海道の実現と海洋環境や生態系の保全に向けた取組を進め、環境と調和した水産業の振興を図ってまいります。

次に、北方四島周辺水域の安全操業についてであります。

日ロ協定に基づく安全操業は、平成10年からの長きにわたり、漁業生産はもとより、水産加工や流通業など、道東の地域経済に大きく貢献してきた重要な漁業でありますことから、道では、これまでも、国に対し操業機会が確保されるよう、ロシアへの強力な働きかけを要請してきたと

ころであります。

道としては、ホッケ漁業が既に操業開始日を過ぎている状況も踏まえ、一日でも早い操業の実現に向け、引き続き、国に粘り強く働きかけていくとともに、予定どおり出漁できない漁業者の皆様が、安心して経営を継続できるよう、本年1月のスケトウダラ漁業と同様の支援を国に求めるなど、関係団体と連携し、漁業者の皆様に寄り添いながら、適切に対応してまいります。

次に、森林環境譲与税についてであります。道内の市町村が譲与税を有効に活用し、手入れの行き届かない森林の整備を積極的に進めることは、ゼロカーボン北海道の実現にもつながる重要な取組と認識しております。

このため、道では、市町村に対し、森林の地図情報や設計・積算システムなどを提供するほか、各振興局に設置した地域協議会において、道内外の取組事例や整備が必要な森林情報の提供に加え、地域の課題に応じた事業の提案を行うなど、今後とも、きめ細かなサポートを行ってまいります。

また、森林を多く有する地域で森林整備がより一層進むよう、本年6月に国に要望してきたところであり、今後、国の検討状況に応じて、譲与基準の見直しに向けた要望を行うなど、本道の豊かな森林づくりの推進に向け取り組んでまいります。

次に、教育問題に関し、学校における熱中症対策についてであります。熱中症は、命に関わる危険な病態であり、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場である学校においては、熱中症対策に万全を期す必要があると認識しております。

そのため、道では、各学校に対し、熱中症対策の危機管理マニュアルやチェックリストを配付し、注意喚起を行うとともに、対策の一層の強化と事故防止に向けた適切な対応を求めてきたところでございます。

今年は、熱中症により救急搬送された児童生徒が急増したことを踏まえ、道としては、児童生徒の安全、安心な学習・生活環境を確保できるよう、改めて、各学校に対し、熱中症警戒アラートの発令時における適切かつ迅速な対応を求めるほか、これまでも国に要請してきた、空調設備の整備に関する財政支援の拡充について、道教委や市町村と連携をし、改めて国に強く要望いたしますとともに、喫緊の課題として、国への支援策の要請とその活用を図りながら、各学校に可能な限り設置できるように、速やかに検討を進めてまいります。

最後に、薬物乱用防止の取組についてであります。大麻や覚醒剤などの薬物の乱用は、青少年の心身の健全な成長に有害なばかりでなく、その後の人生にも大きな影響を及ぼすものであり、未然防止の取組は重要であります。

本道におきましても、不正所持事案が後を絶たない状況にありますことから、道では、毎年、市町村等の協力を得ながら、多くの地域で自生する野生大麻の抜取り除去に努めるとともに、道教委と連携し、中学校や高校での薬物乱用防止教室の開催、薬剤師会などの関係団体と合同で街頭啓発やパネル展などを実施しているところでございます。

今後、道警や道教委、医師会などで構成をする薬物乱用防止対策北海道推進本部において、

SNS等で容易に入手可能となっている現状の危険性や、違法薬物に係る有害性、依存性に関する正しい知識の普及啓発など、関係機関や団体との連携の下、薬物乱用防止対策に努めてまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当の副知事から御答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事濱坂真一君。

○副知事濱坂真一君（登壇）マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてであります、健康や医療に関する多くのデータを医師等と共有することができる保険証利用は、より適切な医療が受けられるものと認識をしております。

これまで、道では、保険証利用を進める上でも、国民の理解と信頼を得られることが重要でありますことから、国が責任を持って取り組むこと、また、マイナンバーのひもづけに関する総点検におきましても、自治体に過度な負担が生じないよう十分配慮することなどについて、全国知事会と連携し、国に対して要請を重ねてきたところでございます。

道といたしましては、今後も、国に対し、必要な働きかけを行うとともに、国や市町村と連携し、リーフレットや動画による広報に加え、地域に出向き、制度説明とカード申請受付を行うなど、マイナ保険証を含めたマイナンバー制度への理解が広がるよう、様々な手法や機会を活用し、道民の皆様に対し、丁寧に周知を図ってまいります。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）自民党・道民会議、植村議員の代表質問にお答えをいたします。

教育問題に関しまして、教員の確保についてであります、国では、中央教育審議会に、質の高い教師の確保特別部会を設け、教員確保のための環境整備の方策について議論を進めており、できることは直ちに行うという考えの下、このたび、緊急的に取り組むべき施策についての提言が示されました。

道教委といたしましても、これらの具体策について、自らの課題として着実に取り組んでいかなければならないものと受け止めております。

そのため、道教委といたしましては、学校における授業時数や学校行事の在り方の見直しなど、今年度から直ちに着手をするとともに、提言の内容や今後の国の検討の進捗を踏まえながら、これまでの取組の成果や課題を検証した上で、来年度以降を期間とする新たな働き方改革アクション・プランを策定するなど、学校が働きやすさとやりがいを両立する魅力ある職場となるよう、働き方改革の実効性を高めてまいります。

また、教員養成大学との連携により実施してまいりました高校生を対象とした教員養成セミナーなどに加え、大学生を対象とした教職への意欲を高めるための新たな取組や、教員採用選考検査の複数回実施といったさらなる改善を検討するなど、より多くの方々に本道の教員を志願していただけるよう、様々な手だてを講じてまいります。

さらに、欠員が生じている学校に対しましては、教員業務支援員や時間講師などの外部人材を

より積極的に活用するなど、負担軽減に十分配慮するとともに、全道的な欠員の状況などの情報について、発信方法の工夫も加え、教育関係者と幅広く共有を図りながら、人材発掘の取組を強化するなど、教員の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、部活動の地域移行についてであります。学校部活動の地域移行は、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じてスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものです。

道内においては、2割を超える市町村が、既に一部地域と連携した部活動を実施している状況にあるほか、4割の市町村で、地域や関係者との共通理解を図る協議の場を設置するなどの取組が進められております。

一方、課題といたしましては、運営団体、実施主体の整備や、専門性を有する指導者の確保、近隣市町村との連携の在り方などが挙げられているところであります。

道教委といたしましては、これまで実施してまいりましたアドバイザーによる助言等を通じた市町村への支援を継続するほか、教育局のサポートチームが市町村を直接訪問し、近隣市町村間の調整などの課題解決に向けた助言や、地域クラブとの連携の在り方などの先進事例の提供を行うこととしており、こうした支援を通じて、部活動の地域移行が着実に進むよう取り組んでまいります。

次に、不登校対策についてであります。不登校の児童生徒は年々増加をし、本道においても、1000人当たりの不登校児童生徒数が全国平均を超えており、留意すべき状況にあります。

道教委では、これまで、市町村の教育支援センター等と連携をした学習支援や、1人1台端末を活用したオンライン学習の促進、スクールカウンセラーによるオンライン相談の体制整備、不登校特例校の調査研究成果の提供などを進めてきたほか、今般、国が示した不登校対策を基に、学習コンテンツや相談窓口、フリースクールなど、児童生徒や保護者の皆様が必要とする情報をまとめたポータルサイトを開設するなどの取組を始めたところです。

道教委といたしましては、不登校の児童生徒に対して、登校するという結果のみを目標とするのではなく、自分自身の興味、関心や能力に応じて、多様で適切な教育機会を確保することが重要との認識の下、コロナ禍での不登校への影響等の分析などを進めるとともに、不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを柱とした北海道版不登校対策プランを新たに策定し、教員のICT活用能力を高める研修を充実することにより、児童生徒のニーズに応じたオンライン学習を一層促進させ、全ての児童生徒の学びの場の確保に向け、各学校において不登校対策が徹底されるよう、市町村教育委員会と連携し、取り組んでまいります。

次に、学校における熱中症対策についてであります。本年度は、真夏日や猛暑日の増加に伴い、熱中症により救急搬送される児童生徒が例年と比較して急増しております。

熱中症は命に関わる危険な病態であり、各学校において対策に万全を期す必要があることから、道教委では、本年5月に、熱中症対策の危機管理マニュアルやチェックリストを策定し、各学校に注意喚起してまいりました。

今後は改めて、各道立学校及び市町村教育委員会に対し、熱中症警戒アラートの発令時には、学校や地域の状況に応じて臨時休業等の措置を適切かつ迅速に講ずることに関し、徹底を図るとともに、夏季休業期間の延長等の弾力的な取扱いなどについて、校長会等の関係団体と連携しながら、早急に方向性を整理してまいります。

また、空調設備の整備については、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の確保は重要であることから、市町村長や教育長などで構成する北海道公立学校文教施設整備期成会などと連携をし、引き続き、市町村立学校の空調設備整備に係る財政支援の拡充について、国に強く要望するとともに、道立学校について、これまでも毎年度の国への要請の中で財政支援を求めてきておりますが、さらに喫緊の課題として、改めて、知事部局とも連携をし、国に支援策の要請を行い、その活用を図りながら、可能な限り設置できるよう、速やかに検討を進めてまいります。

最後に、公安問題に関しまして、薬物乱用防止の取組についてであります。薬物乱用は、健康をむしばむだけでなく、命にも関わる極めて深刻な社会問題であり、本道においても、少年による大麻事犯の検挙者数が急激に増加をしていることから、子どもたちが薬物に絶対に手を出さない意識を身につける教育は極めて重要です。

道教委では、これまで、各学校に対し、薬物乱用防止教室の年1回以上の実施を指導するとともに、全道の教職員等を対象とした研修会において、子どもたちを取り巻く薬物の現状と課題についての理解促進を図ってきたほか、本年6月には、道薬剤師会と連携をし、薬物乱用防止教育実践教材を新たに作成し、各学校に周知をしたところです。

道教委といたしましては、引き続き、子どもたちが、大麻などの薬物の有害性や危険性についての正しい知識と薬物乱用を拒絶する規範意識を身につけることができるよう、知事部局や道警察とも連携を図りながら、子どもたちを薬物から守るため、SNSでの薬物の誘いなどへの注意を喚起する生徒・保護者向け啓発資料を新たに作成し、薬物乱用防止教育のより一層の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）自民党・道民会議、植村議員の代表質問にお答えをいたします。

違法薬物事犯対策についてであります。大麻事犯の検挙者数については、全国的に増加傾向にあり、道内においても、昨年、前年比19人増加の266人となりました。昨年の検挙者数を見ますと、特に、10代、20代の若年層で約6割を占めており、大麻の若年層への浸透が深刻化している状況にあります。

この要因としましては、大麻が他の違法薬物よりも安価であることに加えて、SNS等の影響もあって、大麻の入手が容易であったり、大麻の危険性について誤った情報に触れたりしているために、安易に使用してしまっていることがあるものと考えております。

このため、道警察では、これまでも、薬物乱用防止街頭キャンペーン等の広報啓発や、薬物乱用防止教室への講師派遣といった取組を推進しているほか、昨年は、サイバーパトロール等により、大麻の密売に関するものも含めた約4000件の違法・有害情報について削除要請を行っております。

道警察といたしましては、引き続き、学校等の関係機関と連携し、大麻を含む違法薬物について正しい知識の定着が図られるよう、広報啓発活動等を強力に推進してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 植村真美君。

○37番植村真美君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長並びに警察本部長からそれぞれ答弁をいただきましたが、以下、数点にわたり指摘をさせていただきます。

初めに、物価高騰対策についてであります。

先ほど、質問の中でも触れましたが、エネルギー価格をはじめとする物価高騰が1年以上継続しており、道民の生活や道内企業の経営に深刻な影響を及ぼしています。

今回の補正予算事業を見ると、従来の対策予算の不足を補う内容であり、また、答弁でも、この問題に対する知事の危機感や追加対策実施に向けた意欲が十分に伝わってきません。

所得の伸びが物価高騰に追いつかず、実質的な所得がマイナスになっている方々も少なくないと聞いています。こうした中、冬期間の暖房が不可欠な本道では、既に冬場のエネルギー価格の先行きを懸念する切実な声さえ耳にいたします。

知事は、こうした道民や企業経営者の方々、1次産業に携わる方々の声に丁寧に耳を傾け、国の政策動向も見極め、効果的な物価高騰対策を早急に取りまとめ、時期を逸することなく実施できるよう、適切に対応する必要がある点を指摘しておきます。

また、今後の物価高騰対策の検討に当たっては、支援対象者の方々の期待を裏切る結果とならないよう、事業内容や予算規模を十分精査するよう、併せて指摘しておきます。

次に、道産食品の海外販路拡大に関して、処理水の海洋放出についてであります。

東京電力福島第一原発の処理水放出を受けた、中国による日本産水産物の輸入停止措置に対する道の対応について伺い、知事からは、補正予算による消費拡大、販売促進への支援や輸出プロモーション等に加え、国の支援策も活用し、道産水産物の国内消費の拡大や輸出先国の多角化等に取り組む旨の答弁がありました。

中国は、本道の水産物の輸出金額の約6割を占めることから、その影響は極めて大きく、既に7月の中国向けの輸出が激減し、在庫が急増しており、価格の大幅な下落も見られます。

漁業関係者はもとより、食品加工業、流通などにも影響が生じ始めており、今後、長期化すれば、地域経済全体に大きな影響を与えることが考えられます。

東京電力や国に対する対策を求めていくことはもとより、道として、今回の補正予算を活用した国内での消費拡大や中国以外の地域への輸出販路の確保を図っていくとともに、水産業をはじめ、各業種への影響をしっかりと把握し、必要な対策を講じることが求められます。知事を先頭

に、道庁全体でしっかりと対応するよう、強く指摘しておきます。

次に、建設産業の担い手不足対策についてであります。

大型の企業立地案件が具体的に動き出してきたことや、民間の建設投資の活発化といった経済動向の影響で、従来にも増して、建設産業の担い手不足が深刻化することが懸念されており、道の認識と今後の対応について伺いましたが、答弁では、道の建設産業ミライ振興プランに沿った、担い手確保・育成に向けた取組を展開するとの基本的な方針や、総合評価落札方式における加点評価の対象を拡大し、担い手確保等に取り組んでいる企業を支援するといった新たな考え方などが示されました。

こうした取組は評価しますが、ミライ振興プランに掲げられている働き方改革や生産性の向上といった施策は、道の産業振興部局はもとより、北海道経済産業局や北海道労働局など、国の出先機関とも協力して対応していかなければならない課題です。

建設産業の現場では、本当に人手不足が深刻化しており、例えば、冬期間の除雪体制さえ維持できない、仕事があっても受けられないといった危機的状態が目の前に迫ってきています。

道は、こうした現実を直視し、知事をトップとする人材確保対策の推進組織の本部機能を最大限発揮させるとともに、国や道といった組織の枠を超えて関係機関が連携し、建設産業における効果的な人手不足対策に全力で取り組む必要があります。この点を指摘しておきます。

次に、土地信託事業についてであります。

先ほどの質問では、土地の所有権が留保されることにより、将来の行政需要にも対応できることを土地信託事業実施の理由としてきた道の従来の考え方と、実質的に土地所有権を他に譲渡することを意味する信託受益権の売却方針との整合性も含め、改めて土地信託事業の考え方を見直す必要がある点を指摘し、知事の考えを伺いましたが、答弁は、信託受益権の売却も含め、様々な選択が可能な仕組みであることを踏まえ、事業総括をまとめたとのことでした。

道のホームページを見る限り、将来、信託受益権を売却する可能性には一切触れておらず、答弁にあったような事業総括の結果についても、ホームページ上で公開されていません。

道民の多くは、道がホームページで公開している情報を信じて、土地信託終了後は、道に所有権が戻ると受け止めていると考えられます。このような道の情報発信の姿勢は、道民の信頼を著しく損ないかねません。適切な情報発信が行われるよう、強く指摘しておきます。

その上で、知事は、事業総括から1年以上経過する中で生じた様々な経済社会環境の変化なども十分加味し、あらゆる選択肢を排除することなく、土地信託事業をどのように取り扱っていくのか、将来の道民のためになるのか、改めて検討していく必要があると考えます。この点も指摘しておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策に関し、業務委託についてであります。

道の新型コロナウイルス感染症関連業務を受託した、電通北海道による過請求事案に対する認識や今後の対応などについて伺い、知事からは、道民の信頼を著しく損なう不適切行為として、電通北海道並びに委託先のエグゼ社に対し、指名停止等を行うとともに、再発防止に向けて、留

意事項の周知や事務処理手続の見直しを進めること、また、新型コロナウイルス感染症対策の検証を議論している感染症対策有識者会議に報告するといった答弁でありました。

承認を受けずに再委託を行い、しかも、再委託先のエグゼ社による過大請求をそのまま請求していた電通北海道の行為は、受託者として極めて不適切であります。

また、エグゼ社は、不適切な請求を認識していた後も、実績等を改ざんし、過請求を継続しており、その責任は重大であると考えます。

道は、委託業務の進め方について見直しを行うとのことですが、こうした事案が二度と起こることのないよう、再発防止を徹底すべきです。そのことを指摘しておきます。

また、今回の経緯について、道が進めている新型コロナウイルス感染症対策の検証にもしっかりと反映されるよう、併せて指摘しておきます。

最後に、ヒグマ対策であります。

ヒグマの生息数が増え、あつれきは増加の一途をたどる一方、捕獲人材の減少、高齢化が進んでいる厳しい状況を踏まえ、今後の対応について伺いましたが、知事からは、今後、春期管理捕獲の強化に向けた検討を進めるとともに、振興局が地域の窓口として効果的な対応を図る仕組みの構築や、専門職員の配置も含めた振興局の体制を検討するといった答弁にとどまっています。

道の役割は、何より、道民の命や生活を守ることです。既に、農作物や家畜などの被害を受けている農業関係者や、ヒグマの目撃情報に日々大きな不安を感じている道民の方々、散歩も安心して行けないという、そんな道民の方々の声も多く耳にします。早急にヒグマ対策の抜本的な強化に取り組む必要があります。

道は、地域の実情に応じた実効性を伴った対策を確実に進められるよう、振興局への専門職員の配置を早急に進めるとともに、ハンターの育成も含めて、春期管理捕獲の拡充に向け、市町村に対する積極的な支援が必要です。

また、捕獲人材の確保については、これまでのような、狩猟者にその都度依頼するのではなく、例えば、非常勤の職員として位置づけることも検討すべきと考えます。

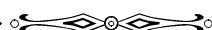
知事は強い危機感を持って対応されるよう、強く強く指摘いたします。

以上、指摘をした事項を含め、引き続き、我が会派としてただしてまいることを申し上げ、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 植村真美君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時3分休憩



午後1時12分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

池端英昭君。

○61番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）民主・道民連合議員会を代表し、通告に従い、知事及び病院事業管理者、教育長、警察本部長に、順次質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢について伺います。

本年5月から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類へ変更され、北海道の経済活動は大きく動き始めましたが、一方で、人材不足や労働力不足など、長期間に蓄積されたダメージからの復活は容易ではない現状を突きつけられています。

さらに、世界的なエネルギーや食料の危機、広域化、激甚化する自然災害が各地で猛威を振るうなど、道民生活や事業活動に必要な食料や生産資材の供給の制約、加えて、長引く物価高騰が経済の本格回復の足かせとなっています。

こうした厳しい状況の中、道は、来年夏頃をめどに新しい総合計画を策定することといたしていますが、その前に、現行の総合計画をしっかりと総括されているのでしょうか。

具体的には、道内人口の減少や札幌一極集中、医療、福祉、介護、教育や地域公共交通といった、道民が地域で暮らしていくために必要な基礎的なサービスの大幅な縮小、幅広い業種における人材不足など、解決すべき大きな課題が依然として積み残されている現実に目を背けてはいないでしょうか。

現行の、あるいは、それ以前の総合計画に基づき進めてきたはずのこれまでの道政に何の不足があったとお気づきでおられるか、知事の所見を伺います。

骨子案によれば、不安定な国際情勢を背景に、エネルギーの安定供給、食料や経済の安全保障など、社会や経済の大きな変化に直面しており、北海道が各地域とともに、持続的に発展していくためには、社会経済情勢の変化に対応しながら、新たな需要を取り込んでいくことが一層重要であり、こうした変化や課題に的確に対応していくためとしています。現行計画は2021年10月に改訂したばかりであります。

総合計画は、その性格上、道の政策の基本的な方向を総合的に示す計画に位置づけられ、その屋台骨を2年余りどころどころ変えることになれば、道民の混乱を招くとは思わないでしょうか。

今の検討段階から、道内外の社会経済情勢の変化に対する高い精度で予測されない限り、10年間の長期に耐えられる総合計画には決してならないと思います。

どのように将来を見通し、策定に臨む考えなのか、所見をお伺いいたします。

令和5年1月1日現在、北海道の日本人の人口は約509万人で、前年より約5万人が減少し、11年連続で全国最多となりました。しかも、昨年度の合計特殊出生率は、全国平均が1.26のところ、本道は1.12と、前年の1.20から大きく低下し、全国で3番目に低い水準となっています。

知事は、6月の定例記者会見で、人口減少の問題について、一朝一夕で解決することができる課題ではないと、さらりと述べていますが、この問題は突然生じたものではなく、道では、これまで何十年も延々と対策を講じてきたにもかかわらず、今の現状を招いているわけであります。

知事の発言は、まるで、この問題は私の在任中に解決するのは無理と言っているようにも聞こえ、リーダーとしての強い責任感や覚悟が全く伝わってきません。

全国を見渡せば、沖縄や宮崎、鳥取などで、合計特殊出生率の高い地域もあり、学ぶべき部分が多くあると考えますが、なぜに北海道の出生率が上向いていかないのか、知事は、その根本的な原因をきちんと認識されているのでしょうか。

また、それらへの対策をどう考えているのか、伺うとともに、次期総合戦略の中に、人口減少対策の明確なビジョンを示すことと、既に人口の将来展望等が実態と乖離し始めている事実を踏まえ、そのビジョンを達成するためにも、効果的な施策を再考すべきと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、行財政についてです。

さきの第2回定例会では、道の財政運営について、従来同様、その場しのぎの対応を繰り返している点を指摘したところですが、現下の社会経済状況に目を向けると、繰り返しになります。エネルギー価格や物価の高騰に加え、金利の上昇、さらには、次元の異なる少子化対策への対応や社会保障関係経費の増嵩が見込まれるなど、道の役割や知事のリーダーシップが求められる場面がさらに増大するとともに、道財政は今以上に厳しくなることが想定されます。

これまで道独自の事業の実施に積極的に活用してきた臨時交付金のような追加財源も今のところ見込まれない厳しい状況の中で、次期収支対策について一体いつまでに取りまとめ、財源確保についてどのような考え方で検討されているのか、知事の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症に係るコールセンター業務に関し、道が電通北海道に委託契約した7契約において、合計で何と約1億5800万円の過請求を行った件であります。会社側の認識の違いでしたとの理由を聞き、正直、驚きを禁じ得ませんでした。

会社の体質自体に大きな問題を抱えているのではないかと思わざるを得ませんし、このたび厳しい処分を下したことは当然のことだと思います。今後、二度と同じことが繰り返されないためにも、徹底的な調査、検証が必要だと思います。

そこで、再発防止策をいつまでにどのようにして対応するのか、伺います。

また、今回の事案では、委託先から再委託、さらに再々委託までされているということから、その都度、マージンを抜くといった商習慣が行われた可能性も拭えません。

よって、段階的な金額を明らかにしていただきたいと思えますし、道民の血税の使われ方として明らかに大きな問題があるにもかかわらず、この点について一切触れられていないのはなぜなのか、知事の見解を伺います。

次に、プレスト1・7に関して、本定例会には、信託期間の1年間延長を諮る議案が提案されました。

本件は、昨年2月にまとめられた事業総括で、信託銀行との契約満了前に売却することが妥当とされていたにもかかわらず、今回の議案の提案に至ってしまったことは、経過が不透明であることも含め、真摯に反省していただかなければなりません。

今は社会情勢の変化等を再度確認しているようではありますが、これまでの恣意的な対応など、判然としない部分が多すぎ、今後について、道の方針をスケジュールとともに

明確にすることはもとより、可能な限り早期に議会や道民に示し、ぶれることなく着実に進めていくことが必要です。

改めて、道の方針及び今後の進め方について、知事の所見を伺います。

次に、新型コロナウイルス感染症に関してです。

これまでの2類相当から5類への移行に伴い、感染者数の情報が全数報告から定点報告となりました。公表も毎日から週1回に変更となったことで、道民の皆様からは、発生動向が見えづらくなったとの指摘があります。

感染の急拡大時など、注意喚起などの正確な情報発信が極めて重要なため、我が会派は、他府県で実施されている警戒アラートのような仕組みの構築と運用を継続して求めてきたところですが、やっと、その検討が進められているかのような報道もありました。

そこで、速やかに周知する仕組みの構築について、知事の所見を伺います。

また、この3年間、厳しい感染対策の実施などにより、免疫を持たない方が増え、感染症が流行しやすい状況がある上に、RSウイルスやヘルパンギーナなど、子どもの感染症も拡大していることから、あらゆる感染症が同時に流行する場合も想定しておかなければなりません。

医療機関の逼迫時には、行政による入院調整などの支援も必要と考えますが、併せて所見を伺います。

これまでも、我が会派は、適用猶予に指定されていた建設事業や、運送、物流に係るドライバーの件について、様々な機会を通じて質問をしてきましたが、2024年4月からは、医師も時間外労働の上限が適用されることとなります。

しかし、実態としては、道内の多くの病院、診療所では、この2024年問題の適用に大変苦慮していると聞いています。なぜなら、医師の業務制限を機械的に適用することは、道民の命に直結することから非常に難しいと考えますが、ただ、この件については、法施行から5年の猶予があったことを考えれば、本来、スムーズに適用スタートが切られるものであったと考えます。

道立病院、札幌大附属病院を所管する道として、この間、この問題に対し、道内の病院、診療所を支援する立場としてどのように取り組んできたのか、お伺いをいたします。

あわせて、来年4月に向けてどのように取り組んでいかれるのか、知事及び病院事業管理者にお伺いをいたします。

次に、先月、恵庭市内の牧場で働いていた知的障がい者3人が、賃金が支払われず、障害年金を横領される経済的な虐待を受けたとして、牧場側と同市を相手に損害賠償を求める訴訟を起こしました。

障がい者に対する経済的・身体的虐待事案は今に始まったことではなく、2定閉会以降も、別海町での虐待事案が発覚しています。

そこで、後を絶たない障がい者福祉施設の職員による虐待に対し、まず、知事の所見をお伺いいたします。

また一方、道による実態調査では、福祉施設から一般就労への移行者は、令和元年度の1113人

に対し、令和4年度では1069人と、44人減少しています。

特に、地方では、どのように働く場として需要と供給をマッチングさせていくかが大きな課題となっており、働きたいが働く場所がないという現実を捉まえ、障がい者当事者の立場に立ったさらなる就業環境の改善を図るとともに、企業や事業所の経済的虐待等の根絶強化が併せて必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、子ども・子育て施策について伺います。

道においては、本年度、子ども政策の一体的な推進を図るべく、組織体制の強化を図り、そのスタートから数か月が経過しました。

しかし、さきの定例会で示された本年度の重点施策のうち、子ども応援社会の実現として打ち出されたのは僅かに6事業にすぎず、非予算事業であるこどもファスト・トラックの推進が目玉的な位置づけとされていますが、施策に対する効果を考えても、社会を大きく動かそうとするような強い気概が、いま一つ感じられません。

国の次元の異なる少子化対策を座して待つばかりではなく、道として、これまで少子化を食い止めることができなかつた原因の分析等も踏まえ、地域の実情に即しつつ、新しい発想で、この問題の根幹に迫る独自の対策をどんどん打ち出していくべきだと考えますが、子ども・子育て施策の実効性を伴った推進に対し、知事の決意と考え方をお伺いいたします。

次に、いわゆる8050問題についてです。

ひきこもりの長期化などがきっかけとなり、高齢の親と子どもが生活に困窮する、いわゆる8050問題が深刻になっておりますが、今やさらに進み、7040問題とも言われています。

これは、親の認知症、あるいは、要介護状態になることを機に、子どもが休職や離職せざるを得なくなり、結果として、社会的孤立や経済的困窮に陥ってしまう構図となっています。これは、何も特別な家庭での話ではありません。

同居の親が亡くなり、その子どもが誰にも連絡を取ることができず、約10か月にわたり遺体を放置したまま生活し、遺体遺棄容疑で逮捕される悲しい事件は、全国各地で起こっております。

8050家族をいかに速やかに探知し、必要な支援に結びつけていくのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、札幌市をはじめ、道内の市町村では、夏期、冬期の休みにお弁当や給食を提供している自治体もある中、放課後児童クラブを利用する家庭の家事負担軽減と児童生徒の栄養管理の面から要望が多いと認識していますが、自治体の自助努力だけでは予算的にも限界があるのが現実です。

子育てへの支援は、北海道の少子化の実態を踏まえると、道全体で取り組むべき課題であり、さらには、物価高騰も続いていることから、牛乳券、お米券の単発事業に終わらせることなく、道として、財政的支援も含め、取組への積極的な後押しが必要ではないかと考えますが、本制度への認識と併せて、知事の所見を伺います。

次に、物価高騰対策について伺います。

これまでの道の物価高騰対策事業では、執行状況に大きなばらつきがあり、ちぐはぐ感は否めません。

例えば、お米券、牛乳券を配る事業については、現時点で3割程度の執行残があり、節電プログラムでは実に9割以上の執行残を記録した一方、特別高圧電力利用者への支援と宿泊業の省エネ・省力化では大きな不足が見込まれるなど、その結果として、今定例会で増額補正をする羽目に追われました。

これまで、知事は、経済対策推進本部を通じ、道内事業者や道民ニーズの把握に努めてきたと語り、それを根拠に自信満々に放った渾身の右ストレートは、もろくも空振りに終わったと評価せざるを得ない状況です。

政策ニーズの把握においてそごを招いた、このような執行状況となった理由と原因をどう捉えているのか、所見をお伺いいたします。

次に、特別高圧電力利用事業者支援についてですが、このたび、道の見込み違いによって予算が不足したので、支給の対象期間も対象者も変えます、さらには、上限額も設けますというのでは、知事が自ら打ち出した政策に対し、満額の支援を期待していた道民や予算を議決した議会への裏切り行為でもあり、道庁への信頼をも著しく損なうことになりかねず、その責任は極めて重大であると考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

さらには、今回補正する2事業については、本定例会での議決後、初めて必要な事業費が確保されることになり、本来であれば、もっと早く支援がされるべき方々への支援が大幅に遅延することになったわけで、こうした取扱いは、事業の公平性や迅速性の面からも物価高騰対策の趣旨に反するものと考えますが、併せて所見をお伺いいたします。

次に、国は、エネルギー価格高騰への対応として、10月以降のガソリン代、電気・ガス料金に関する支援を延長する方針と承知しています。

電気・ガス料金高騰への支援で、特別高圧電力の需要家及びLPガス利用者については国の支援の対象外とされており、その穴を埋めるため、道が独自に支援してきたところではありますが、特別高圧については、本定例会で、特に経営基盤が弱い事業者に向けた予算を積み増すものの、あくまで9月までの分にすぎません。

国の支援がない需要家に対して、道において、10月以降、どのように対応するつもりなのか、所見をお伺いします。

また、本定例会で追加される物価高騰対策事業は僅か2事業であり、生活者向けの支援はどこにも見当たりません。道民の暮らしを守ると豪語していた知事の言葉が、選挙向けのパフォーマンスだったように透けて見えます。

そうでないとするなら、選挙で語った揺るぎない信念を、これまでの対策が行き届かなかった方々や、依然として苦しい家計をやりくりされている方々を念頭に置いた支援策を考えるべきではないでしょうか。

国においては、今後、大型の補正予算の編成も検討されているようですが、収束が見通せない

物価・エネルギー高騰について、生活者への支援も含め、今後どのように対応していくのか、併せて所見をお伺いいたします。

次に、ラピダスに関して伺います。

9月1日、ラピダスの工場起工式が行われ、現地では急ピッチで作業が進んでいます。

千歳市及び周辺自治体においても、関連産業の誘致や人員の確保等、準備も様々進んでいますが、市町村だけでは対応し切れない、広域自治体として取り組まなければならない課題も山積していると考えます。

7月25日には、ラピダスの情報を共有するための連携組織が設置されましたが、道は、情報伝達や取次ぎなどの御用聞きだけではなく、広域自治体としてのリーダーシップをどのように発揮していく考えか、知事の所見を伺います。

また、水源候補地については10月上旬に決定するとありましたが、まず、検討基準を含め、検討状況について伺います。

また、先般、下水についても、本格稼働時には千歳市の下水処理能力を大きく超え、下水管の増設や下水処理場の増強が必要となるとの報道がありました。

先行している熊本では、工場建設前から下水管の増強に取り組むなど、計画的に整備を進めているのに対し、道は、課題が生じるごとに場当たりの対応をしている印象は拭えません。

この下水に係る環境整備について、どのように対応していくつもりなのか、また、工場から出る排水について、PFASの懸念もあり、道は、環境への影響をどのように考えているのか、所見を伺います。

次に、北海道半導体関連産業振興ビジョンについては、年度内に策定することとし、その目的は、半導体の製造、研究、人材育成等の複合拠点の実現とあります。ただ、その中身が、本当に、道央圏のみならず、道全体の経済活性化と持続的発展につながるものなのか、いささか疑問を感じます。

オール北海道で目指すべきものとするためにも、半導体産業が本道経済や雇用などに及ぼすプラスの影響について、誰もが納得でき得る高いエビデンスを示す必要がありますし、他方、労働力の囲い込みなど、他産業や他地域へのマイナスの影響を緩和させる対策も並行して講じていく必要があると考えます。

そこで、ビジョンの策定に当たっての考え方について、知事の所見を伺います。

次に、観光振興税について伺います。

先月、有識者や関係団体による懇談会の初会合が開かれ、税額の引上げなど、様々な意見が出たと承知します。

この観光振興税については、税額や課税対象者、多くの自治体も導入を予定、検討している宿泊税との二重課税の整理、また、負担と受益の関係など、重要な論点は多岐にわたります。

何より、議論を進めるための最も基本的な材料である、徴収された税の用途が具体的に示されていないところに大きな問題があると考えますが、そこが曖昧なままで税の導入の必要性につい

て議論することは無理筋であることは、誰しも感じるところではないでしょうか。

したがいまして、速やかに考えをお示しいただきたいと考えますが、知事の所見を伺います。

また、税の議論については、納税者となり得る客体の全ての理解と納得を得ることが必要で、そのため、時間をかけ、丁寧に議論を進めなければならないと考えます。

したがいまして、道のスケジュールを前提に置いた導入時期を目指すのではなく、丁寧さを最優先に進めるべきだと考えますが、併せて知事の所見をお伺いいたします。

次期北海道雇用・人材対策基本計画の策定に当たり、これまで以上に多様な働き手の労働参加の促進が必要とされておりますが、これまで、差別や偏見で働き手として排除されてきた方々や、様々な困難を抱えている方々にどのように光を当てていくかが課題だと考えます。

そこで、道は、多様な働き手とは具体的にどのような方々を想定しているのか、伺います。

また、労働参加について、当事者及び事業者に対して、それぞれどのような働きかけをするつもりなのか、所見をお伺いいたします。

現在、多くの業種で人手不足が深刻化する状況において、外国人労働者の確保もまた重要な課題です。

政府は、外国人技能実習制度や外国人留学生の資格外就労制度等を抜本的に見直し、人材確保を明確にした新制度創設の方針を決めました。

そこで、これを受け、本道における今後の外国人労働者の雇用に関して、まず、知事の所見をお伺いしたいと思います。

また、現在でも、外国人労働者に対する人権侵害や労働法令違反が頻発していることから、外国人労働者の権利が国内労働者と同等に保障され、あるいは、保護される環境を早急に整える必要があると考えますが、併せて知事の所見を伺います。

次に、顧客等によるサービス提供者への過剰なクレームや迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントへの対策について伺います。

死ぬと言われた、土下座を強要された、SNSに実名をアップされたなどの迷惑行為について、厚労省や様々なNPO団体などが実態調査をしておりますが、実は、民間の従業員などに限らず、自治体や教育現場、警察などの公務セクションにおいても、決して少なくない方々がこうした迷惑行為に遭遇し、あるいは、精神疾患を患うまでに至っているケースがあることが明らかとなっております。

近年は、一見ごく普通の人突然キレて暴れ出したり、延々と繰り返しサービスを要求し続けるなど、その内容も多様化、深刻化しております。このことは、対応する企業や組織の人材不足を加速させる要因にもなりかねず、実効性を伴った対応を早急に講じる必要があると考えます。

そこで、現状のカスタマーハラスメントに対する認識と今後の対応について、知事、教育長及び警察本部長にそれぞれお伺いいたします。

次に、知事は、2期目となる道政運営の看板政策として、新たに100億円規模となる地球温暖化防止対策基金を創設しました。

さきの定例会では、我が会派の同僚議員が財源等についてただしましたが、この基金をどのような事業にどのような計画で活用していくのか、具体的な使途が現時点でも不明確であり、やはり、問題であると言わざるを得ません。

この点、知事は、来年度に向けては、基金を充当する事業の柱立てや基金の活用期間の目安など、基金の活用に関する基本的な方針を整理、策定し、より効果的で分かりやすいものとなるよう取り組むと答弁していますが、やはり、本来、設置時に整理すべき事項であることは間違いなく、道民の関心も高く、また、妥当性を審査する上からも、議会議論の前提となる方針だけに、来年度と言わず、速やかに示すべきではないでしょうか。

一体、知事は、いつまでに道の方針を示すつもりなのか、今後の具体的なスケジュールはもとより、計画期間を何年とするのか、今後の基金財源の確保のため、民間からの寄附の獲得目標を示すのか否かなど、その方向性も含め、所見をお伺いいたします。

次に、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定における文献調査が大詰めを迎え、国は、同調査が適切か否か判断する評価基準案を確定させるとしています。

また、原子力発電環境整備機構——NUMOも、国の文献調査の評価基準が決まり次第、基準に沿って報告書を策定し公表するとしており、道は、経済産業省に対し、NUMOが今後行おうとされる文献調査報告書の説明会の開催場所及び回数においては、本道の要望に最大限配慮して丁寧な説明の場となることなどを求めるパブリックコメントを提出したものと承知しています。

他方、青森県知事は、政府に対して、青森県を核のごみ捨場にしないとする従来の約束を引き続き守るよう求め、西村経済大臣も、改めて、青森県を最終処分地にはしないとの見解を述べており、その勇敢さに一種の感動を覚えたわけではありますが、道として、今後どのように高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定問題に対応していくのか、知事の所見を伺います。

東京電力は、8月24日に、福島第一原発で貯蔵していたALPS処理水の海洋放出を始めました。

我が会派は、これまで、再三にわたり、風評被害等を懸念する漁業者など関係者の理解が得られないまま、ALPS処理水の海洋放出を行うべきではなく、再検討を国に求めるよう強く促してきましたが、中国は懸念していた日本産水産物輸入の全面停止に踏み切り、まさに、我が会派の不安が現実のものとなってしまいました。

こうした懸念は、放出前からある程度想定できたはずであり、だからこそ、我々は強く反対してきたわけではありますが、影響を被る漁業者、流通・水産加工業者などの損失を補填すればそれで済むという問題ではありませんし、根本解決を望む関係者の思いとかけ離れた対応でしかないものと受け止めております。

そこで、知事は、処理水放出による影響についてどのような想定をされていたのか、伺うのと、現時点で道内経済に及ぼしている影響について、併せて所見を伺います。

次に、国は、今般の処理水の海洋放出に伴う水産業支援として、既存の800億円の基金に加

え、水産業を支援する政策パッケージに充てる予備費207億円を決定し、総額1007億円の規模の対策を行うと承知しています。

一方、道では、既決予算も活用しながら、国内向けの需要喚起、販売促進や、海外向けの輸出拡大、魅力発信のための経費として、約1億円余りの道産水産物緊急消費喚起事業費を本定例会の補正予算に計上していますが、国の支援も措置される中で、道のこれらの取組について、道の担うべき役割をどのように捉え、どのような効果を狙い、どのような目標を持って実施するつもりなのか、不漁も併せ、試練のドミノ倒しに遭っている本道の水産業、水産加工業をしっかりと守る決意とともに、所見をお伺いいたします。

次に、現時点では、国も道も、中国における日本産水産物の全面輸入停止措置への対応として、水産分野での対策が中心となっていますが、今後、この状況が長期間にわたれば、物流業者や宿泊事業者等、水産製品を取り扱う関連の事業者にも大きな影響が及ぶことが想定されるほか、万が一、日本製品全体へのボイコット等に発展した際には、農業分野や商工業分野等、より幅広い影響が及ぶことも懸念されます。

道では、先月下旬、経済部資源エネルギー局長を座長としたALPS処理水の海洋放出に関する庁内連絡会議を立ち上げ、対応に当たっていると承知していますが、国の責任による中国への輸入停止措置解除の呼びかけの継続はもとより、道として、庁内の各部が緊密に連携し、道内の生産者や、関連する事業者の皆様経営に影響が出ないように、先々を見据えた対応をしなければなりません。

そこで、今後の対応について、知事の所見を伺います。

次に、JR貨物路線の維持について伺います。

貨物輸送の議論については、実に、北海道新幹線の札幌延伸が決まった20年も前から始まっていたにもかかわらず、今になって、貨物路線、特に函館線区の存続問題が顕在化したことは、この20年間、対策をおろそかにしてきた道の怠慢と指摘せざるを得ません。

しかも、この課題は、当該線区だけの課題だけではなく、道内農業や道内物流全体に大きな影響を及ぼすことは、誰の目にも明らかであります。

道は、この貨物路線の維持問題にどう対応していこうとしているのか、仮に維持できなかった場合の影響をどのように評価しているのか、併せて所見をお伺いいたします。

次に、人材不足と2024年問題を前にして、各種の路線バスでは路線が廃止され、あるいは、減便されるなど、既に地域の足には大きな影響が出ています。

さらに、JRの鉄道がバス路線に転換される場合などを考え、強い懸念を抱いており、地方公共交通の中核である乗合バスの存続は、地域存続の生命線と言っても過言ではありません。

運転手確保を困難にしている主な要因には、真っ先に労働条件が挙げられますが、この改善策としてバス産業の活性化に向かおうにも、そもそも運転手が見つからないという負のスパイラルがこの問題の困難性を大きくしています。

各市町村では、コミュニティーバスや民間送迎バスとの連携、ワンコインバスなど、事業者と

連携した取組などが出始めていますが、広域自治体である道として、地方のバス路線維持の方策についてどのように考えているのか、知事の所見をお聞かせください。

また、最近、菅元総理をはじめとした一部の与党議員から、一般のドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶライドシェアの解禁を求める動きがあるようです。一方で、様々な課題があることも指摘されています。

ライドシェアについて、知事の所見をお伺いいたします。

次に、並行在来線について伺います。

JR函館線については、沿線自治体の長らでつくる沿線自治体協議会において、これまで多くの議論を経た中でバス転換の方針を確認し、バス会社との協議に入る段階と承知をしていますが、この間、道は、協議会のメンバーとして、道民の生活や道民の足を守る、地域を守るため、どのような役割を果たしてきたのでしょうか、所見をお伺いいたします。

また、バス路線への転換は、今日の運転手不足や経営が困難となっている現状があり、全道を見渡しても各地でバス路線の廃止や減便が相次いでいる中、並行在来線に代わるバス運行に対しては、安定的な路線の確保や利便性、さらに、少なくとも、並行在来線が交通手段だったときと比べ、不便にならない、不便にしないことが最低条件となります。

今後は、バス事業者との協議が地域の最大の関心事となりますが、それに向けた道としての役割と決意についてお伺いをいたします。

次に、酪農政策について伺います。

先月1日を皮切りに、全道で牛乳・乳製品が値上げされましたが、本道の店頭価格では、牛乳1本当たり10円から20円程度値上がりをしており、牛乳・乳製品の需要低迷が加速することが懸念されています。

酪農生産現場の厳しい窮状は今も続き、飼料、資材の高止まりや个体販売の下落、今夏の異常な暑さによる乳量の減退、そして受胎率の低下、また、熱中症とも思われる原因で死んだ牛もいることから、生乳の生産基盤を維持するために、酪農生産現場の実情に即した緊急対策が強く求められています。

また、消費者への粘り強い理解醸成の取組なども同時並行的に進めていかななくてはなりません。

今後、本道の酪農政策をどのように進めていくつもりなのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、農業における担い手不足への対策について伺います。

生産現場では、かねてより担い手不足が大きな課題とされる中、食料の安全保障の観点からも、本道農業・農村地域が果たすべき役割は日増しに高まっていると感じております。

一方で、IT技術やGPSの利活用などスマート農業の進化は目覚ましく、自動運転トラクターやドローン技術が加速度を増し、進歩してきたことで、農作業における省力化が図られ、深刻な担い手不足の打開策の一つとして期待されるほか、これらを活用することにより、女性の新規

就農者の受入れ促進にも期待が高まっています。

現在、新規就農者の単身女性の割合は全体の僅か1.4%にとどまっており、農業経営は男性が主体といった従来の意識や重労働が伴う作業実態など、様々な課題が女性の農業参入を阻んでいることがうかがえます。

しかし、今のスマート農業による省力化の進展や、それらを導入するための資金確保などを進めるなどし、本道の農業に大きな魅力を抱いている女性の新規就農者を増大させることは、担い手不足解消の一つのテーマでもあると考えます。

そこで、今後どのように取り組むお考えか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、平成30年9月6日に発生した胆振東部地震から本年9月で丸5年が経過しましたが、まず、現段階での森林再生の進捗、林道等の復旧整備について伺います。

また、被災から5年が経過し、整理される被災木の材質が劣化し、価格が低下することによって、森林所有者が事業費の一部負担を強いられることが起こることも考えられます。

自己負担が発生することで、被災森林の半数以上を占める一般の民有林所有者の森林再生への意欲が低下し、森林再生が進まないことが懸念されますが、現状について何うとともに、森林所有者をどのように支援していくのか、併せてお伺いをいたします。

次に、人権施策について伺います。

道では、本年2月から、人権配慮企業登録・紹介制度を開始していますが、それぞれの企業が既に行っている取組がこの制度に合致している場合の登録にとどまらず、この制度に登録するために新たな取組を始める企業、あるいは、既に登録されているが、新たに項目を追加する企業を増やしていく試みが必要ではないでしょうか、知事の所見を伺います。

次に、LGBT理解増進法について伺います。

法第6条では、「事業主は、（中略）理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。」と、この法文の逐条にはありますが、人権施策を推進する立場の道は、今後、事業主に対し、どのような協力を求めていく考えなのか、見解を伺います。

次に、ネット上の匿名の書き込みなどを見ると、男性が女性用の施設に入れるようになるというようなデマ情報や、トランス女性がまるで性犯罪者であるかのような誹謗中傷があふれています。

しかし、我が会派は、女性の安全、安心と、トランスジェンダーが自認する性で生きることが、決して対立するものではなく、正しい情報に基づく冷静な対話によって解決できるものと考えています。

そこで、誹謗中傷やデマ情報の拡散防止、また、無意識の偏見をなくす上からも、道民への理解促進をどのように進めていくのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、北海道が実施主体である北方墓参は、感染症や、ロシアによるウクライナ侵攻により、2020年より実施されておらず、今年も8月28日から6回の洋上慰霊が実施されていますが、まず、知事は、墓参の早期再開のため、何が必要と考えているのか、お伺いします。

また、ロシアの侵攻を受けたウクライナは、自国の領土に関する正当性と、国土防衛に関する支援を国際社会に訴え、幅広い支持を取り付けていますが、こうしたウクライナの行動に比べ、政府や道の北方領土に関する情報発信は、専ら国内向けであり、国際世論への訴求力が足りないと感じるのには私だけではないと思います。

もっと国際社会に支持、支援を訴える取組が必要であると考えますが、併せて知事の所見を伺います。

次に、重要土地等調査法について伺います。

この法律は、自衛隊の基地や原子力発電所といった重要施設のおおむね1キロメートルの範囲、それに国境に近い離島などを注視区域に指定し、国が土地などの所有者の氏名や国籍などを調査できるとしており、また、特に重要性が高い区域を特別注視区域と定め、一定以上の面積の土地などを売買する際には、氏名や国籍などを事前に届け出ることを義務づけています。

過日の報道では、道内48市町村の56区域をそれらに指定する方針を決めたとありましたが、これら施設周辺の土地などの所有者はどのくらいの数になるのか、確認するとともに、刑罰対象になる、施設の機能を妨害する行為等も法律で具体的に示されていないことから、自由な経済活動や情報の取扱いなどについて懸念が残ります。

これらを払拭するために、国がしっかり対応するのは当然のこととし、道として、道民の不安を解消するためにどう取り組む考えか、併せてお伺いをいたします。

次に、教育課題について伺います。

今夏の北海道は、1946年の統計開始以来、最も暑い夏となりました。

このような中、道内でも痛ましい事故が発生し、二度とこうした事故を起こさないために、例えば、熱中症の危険性が高い日の臨時休業等の決定基準の策定やガイドラインを道教委として示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

加えて、生命や学習権保障の観点から、早急に各学校の教室等にエアコン等の冷房設備導入が求められていますが、国への要望や市町村への支援なども含め、どのように取り組むお考えか、知事並びに教育長の所見をお伺いいたします。

次に、小中学校に1人1台の端末が配備されて3年、道立高校、支援校においても、個人の端末を活用した学び、いわゆるBYODが導入され、2年目となりました。

現在、小中学校では多くの学校で利活用されているとの声を聞く一方で、高等学校ではほとんど使われていないところもあると聞いています。

道教委として、高等学校での活用状況をどのように把握し、そして評価しているのか、併せて、今後の対応についてお伺いをいたします。

全国学テ質問調査の結果によれば、小学校では90.4%、中学校では87.4%が端末を持ち帰り、家庭での活用を促している事例が見られますが、家庭の通信環境により十分使用できない児童生徒もいると聞きます。

道教委として、家庭での端末使用に、いわゆる格差のような状態が出ていることをどのように

捉え、今後どのように対応するのか、所見をお伺いいたします。

最後になりますが、働き方改革について伺います。

先般、本年4月から6月の道立学校の教育職員に係る時間外在校等時間が公表されましたが、高等学校の教育職員では、道教委の定める目標である月45時間以内の超過時間を達成できなかった割合は、4月で42.0%、5月で39.1%、6月で43.6%と、依然として4割を超える教職員が目標を達成できない実態が浮き彫りになりました。

こうした状況は、教員を志す人の減少を誘発し、教職員の確保に悪影響を及ぼすことにつながりかねず、道教委として可能な限りの負担軽減策を講じていく必要があると考えます。

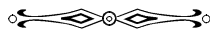
東京都港区教委では、学校の働き方改革を進めるため、夏休みなどの長期休業期間中に教員の積極的なテレワークを本格的に導入したと伺いました。これは、区内の公立小中学校の全教職員を対象とし、夏季休業に入る7月21日から開始し、年間を通じて活用できる制度となっています。

道教委としても、このような長期休業中のテレワークを積極的に促すなど、新たな取組が必要と考えますが、教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩



午後2時1分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

知事鈴木直道君。

○知事鈴木直道君（登壇）民主・道民連合、池端議員の代表質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、総合計画の推進状況についてであります。道では、毎年度、北海道総合開発委員会において、政策評価を通じた計画の推進状況を確認いただくこととしており、本年5月の委員会では、各政策ごとに、可能な限り客観的なデータに基づき、取組内容や実績に加え、地域医療の確保や建設業などの人材不足といった課題もお示しした上で、今後の対応方向などを整理し、御議論いただいたところであります。

委員会の総括としては、こうした現計画の推進状況を踏まえ、人口減少といった本道が抱える重要課題への継続的な対応はもとより、脱炭素化やデジタル化の進行、食料安全保障など、本道を取り巻く大きな状況変化を踏まえ、新たな総合計画の検討を進める必要があるとされたところでもあります。

道としては、現計画の推進状況や、委員会での御議論なども十分踏まえ、新たな総合計画における本道の目指す姿とその実現に向けて、目標の達成や課題解決につながる実効性の高い政策を検討してまいります。

次に、新たな計画策定の考え方についてであります。道では、これまで、計画期間中の社会経済情勢の変化に対応し、新たな政策の方向をお示しする必要がある場合には、北海道総合開発委員会や道議会の御議論などを踏まえ、計画の見直しや新たな計画の検討を行ってきたところであります。

こうした中、このたびの新たな計画の検討に当たっては、2030年代半ばにおける北海道の目指す姿の実現に向け、着実に政策を推進していくという考えの下、人口減少問題といった本道が直面する重要な課題や、北海道の成長につながる脱炭素化や食料安全保障などの動向を予測することはもとより、国際情勢の大きな変化といった予測が困難な課題に対する変化への備えを議論するとともに、計画策定後の中間的な点検評価の仕組みについても検討を進めております。

道としては、こうした考えに立って、本道の目指す姿や、その実現に向けた政策展開の方向性を検討し、次の定例会に向けて計画の素案をお示ししてまいります。

次に、人口減少対策についてであります。道では、これまで、結婚支援や計画的な保育所等の整備などに取り組んでまいりましたが、少子化の流れを変えるまでの効果を得るには至っていない状況にあり、若い世代の仕事と子育ての両立や育児への負担感、さらには経済的な不安などにより、結婚や子育ての将来展望が描けていないなどといったことから、婚姻数や出産数の減少傾向が続いております。

国は、こども未来戦略方針で、「若者・子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできない」としており、道では、国の方針で示された正規雇用の拡大や所得の向上などに適切に対応できるよう、私をトップとする北海道こども政策推進本部において、経済支援や雇用対策を含めた子ども・子育て施策の課題分析を進めつつ、結婚サポートや多子世帯の保育料の無償化など、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要な方に着実に届くよう、スピード感を持って対応してまいります。

また、次期北海道創生総合戦略の策定に当たっては、直近の人口推計なども反映し、道の人口ビジョンを見直した上で、今後設置するワーキンググループにおいて、人口動態の要因分析を踏まえた施策の検証を行うほか、先進地域や事例の情報収集を行うなど、人口減少対策は道政上の最重要課題との認識の下、効果的な施策展開が図られるよう、検討を進めてまいります。

次に、財政運営についてであります。道財政は、来年度以降も収支不足の発生が見込まれており、エネルギー価格などの高騰が長期化する中、金利上昇などの新たな要素も懸念されるところであります。

一方、こうした状況にあっても、直面する物価高騰への対応をはじめ、中長期的に取り組むべき政策課題や、財務体質の改善といった財政課題にも対応していくなど、財政健全化に向けた取組を計画的に進めていくことが重要であると認識しています。

引き続き、厳しい財政状況が見込まれますが、道としては、国の予算編成や地方財政対策などの動向を注視しつつ、歳入歳出に関し、改めて収支見通しの精査を行った上で、必要となる対策の検討を進め、年内にもその方向性をお示ししてまいります。

次に、電通北海道による過請求事案についてであります。道では、電通北海道による報告を受けた後、速やかに、内容の精査や電通北海道及び再委託先の電通プロモーションエグゼに対する実態調査を行い、その結果、両者の不適切行為を確認し、今月15日から入札参加資格者の指名を停止するなど、所要の措置を講じたところであります。同様の事案が繰り返されないよう、再発防止に向けた取組が重要と認識しております。

また、道としては、不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったところであり、再発防止に向けては、現行の要綱等に定める手続の徹底に加え、契約締結に当たり、執行体制や業務実績など必要な資料を求め、履行能力などを十分に確認した上で、受託者の選定や、再委託の承諾手続を行うこと、委託期間中においては、関係書類の徴取に加え、現地調査の実施等を通じて、適正な履行に向けた牽制機能の強化を図ること、完了検査時においては、源泉徴収関係書類等の公的書類を用いて勤務実績を確認するなどの確かな審査を行うことといった、業務の各段階において留意すべき事項を庁内に周知したところであります。

また、受託者等の契約に関する理解や責任感の欠如が本事案の一因となったことを踏まえ、その責任を明確にするため、業務委託事務取扱要綱に定める契約書の標準様式を見直し、再委託を受けた者の行為について、受託者が全ての責任を負うことなどについて規定するとともに、公的業務に関する基本的なルールや留意事項等を受託者に周知するなど、事務処理手続の見直しを進めてまいります。

また、様々な各層の会計事務研修において、契約事務の注意事項に関する講義の内容を充実するなど、職員のスキルアップにも取り組んでまいります。

なお、電通北海道には、コールセンター業務のほか、普及啓発業務等の委託料として、本事案の7契約合計で約12億5400万円が道から支払われており、そのうち、再委託先のエグゼ社には、電通北海道から約6億5700万円が支払われ、エグゼ社は、コールセンター業務準備及び運営管理を行ったほか、コールセンターの受電、架電等作業を委託した外部のコールセンター事業者等へ約5億700万円を支払っていたところであります。

こうした委託業務については、経済的合理性や効率性を損なうことがないよう、再委託は、一定の要件を満たした場合を除き、原則禁止とし、再々委託は基本的に想定していないところであります。本件では、7契約中、5契約で再委託の承認手続が行われておらず、加えて、7契約全てにおいて、道が認めていない再々委託が行われていたものであり、極めて不適切な行為と受け止めているところであります。

次に、プレスト1・7についてであります。道の基本的な考え方については、昨年2月の事業総括でお示しをしたとおりであります。この取りまとめから約1年半が経過したことや、道議会での御議論も踏まえ、まずは、外部有識者の方々から幅広く御意見をお聞きしながら、この間の本道における社会経済情勢や不動産市況の変化等を確認することが必要と考えております。

このたび、受託行から、再延長はないとの条件で1年間の延長を了承する旨の回答があったことを踏まえ、今定例会で信託期間の1年延長をお諮りしているところであります。道としては、こう

した状況となったことを受け止め、この延長期間内で信託財産の取扱いに係る手続を終えることが必要との認識の下、今後、手続等に要する期間も考慮しながら、適時適切に対応してまいります。

次に、医療・福祉課題に関し、まず、新型コロナウイルス感染症等への対応についてであります。今般、国は、自治体が医療体制の確保のために注意喚起する際の参考として暫定的な目安を示したものの、この間の医療関係団体との調整において、本道の感染状況等に対応できる目安として妥当なのかなどの御意見をいただいております。

道では、こうした御意見も踏まえつつ、専門家等にも伺いながら、当面の取扱いをできる限り早く整理するとともに、感染者数や外来、入院の状況など様々な要素をきめ細かくモニタリングし、その時々々の感染状況等に即し、適時的確な注意喚起を図り、サーベイランスによる注意喚起については、季節性インフルエンザ同様、全国統一的な取扱いを示すよう、引き続き国に求めてまいります。

また、道では、医療の逼迫を招くことなく、幅広い医療機関で対応できるよう、外来対応や入院受入れの促進に取り組む中、感染拡大等により、医療機関の間で入院調整が困難な場合には、保健所がこれを支援するなどしながら、道民の皆様の命と健康を守ることができるよう、身近な地域で円滑に医療を受けられる医療提供体制の確保に努めてまいります。

次に、医師の働き方改革についてであります。医療の質や安全を確保し、持続可能な医療提供体制を構築していく上で、医師の働き方改革は大変重要な取組であると認識をしております。

道では、これまで、病院等における医師派遣や宿日直許可の取得状況などに関する全道調査を実施し、医育大学や医師会、労働局などと意見交換を行うほか、特定労務管理対象機関の指定等に関する説明会の開催や、医療勤務環境改善支援センターによる相談支援などに取り組んでまいりました。

これらの道の取組を踏まえ、札幌大附属病院においては、医師事務作業補助者の配置による医師からのタスクシフトの実施や、各診療科における業務の見直しにより、医師の総労働時間の縮減に努め、働き方改革の取組を進めているところであります。

また、その他の医療機関におきましても、医師の労務管理や多職種によるタスクシェア、特定労務管理対象機関の指定に向けた準備など、必要な取組が進められてきているところであります。

道としては、引き続き、各医療機関における対応が円滑に進むよう、専門的かつきめ細かな助言などを行うほか、個別の医療機関への働きかけや関係者間の調整も行いながら、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立に向け取り組んでまいります。

次に、障がいのある方への虐待についてであります。障がい者施設における入所者への虐待は、重大な人権侵害であり、決してあってはならないものと認識をしております。

道内では、依然として虐待事案が発生をしていることから、道としては、虐待の兆候を早期に察知し、未然に防止できるよう、施設の管理者、職員に対する研修を実施するとともに、実地指

導により、施設内での研修の実施状況を確認するなどして、虐待防止の徹底を図っているところ
であります。

また、障がいのある方の一般企業への就労については、障がい者雇用を行う新規企業の開拓
や、雇用を希望される障がいのある方と障がい者雇用を推進している企業とのマッチングを行う
など、就労支援に取り組んでいるところでもあります。

道としては、引き続き、関係機関と連携の下、障がいのある方の雇用の促進、安定を図るとと
もに、就労環境の改善や、使用者による虐待に関する相談があった際には、監督権を有する北海
道労働局と連携し、虐待防止等に努めてまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。道では、これまで、乳幼児医療費の助成や多
子世帯の保育料の無償化など、独自の取組をはじめ、各般の施策を進めてまいりましたが、少子
化の流れを変えるまでの効果を得るには至っていない状況であります。

こうした中、先般、北海道こども政策推進本部で実施した子どもの施策全庁調査では、課題分
析を進め、子育て世帯への優しい環境づくりや経済的支援、保育人材確保などの課題を踏まえ、
こどもファスト・トラック等の推進によるさらなる社会的機運の醸成や、道営住宅の子育て世帯
の優先入居枠の拡大、保育人材確保のための実態調査など、道が早期に実施可能な事業を整理し
たところであり、独自にできることは早期に取り組むという考えの下、引き続き、各部局で事業
の実施時期の見直しや取組のさらなる推進などについて検討を進めてまいります。

また、今後、少子化など人口動態の要因分析を踏まえた施策の検証を行いつつ、創意工夫を凝
らし、独自の取組を進める市町村等と連携を図りながら、希望する方々が安心して子どもを産み
育てることができるよう、地域のニーズに即した子育て支援の充実に取り組み、社会全体で子育
てを支える子ども応援社会の実現を目指してまいります。

次に、80代の親がひきこもり状態の50代の子の生活を支える、いわゆる8050問題についてであ
りますが、ひきこもりは、長期化することにより、御本人の社会復帰を難しくすることはもとよ
り、高齢化した両親の病気や介護により、生活が困窮したり、社会的に孤立するおそれがあり、
早期に対応することが重要であります。

このため、道では、ひきこもり成年相談センターや保健所における、ひきこもりの御本人、御
家族に対する相談支援のほか、支援関係者に対する人材育成のための研修などに取り組んでい
るところであります。

また、住民に身近な市町村がこうした世帯を早期に把握できるよう、市町村に対するひきこも
り相談窓口の設置や住民への周知を働きかけるとともに、高齢の方や障がいのある方、生活に困
窮する方のための支援機関や、民生委員などの情報により、関係機関が連携して対応する体制づ
くりができるよう、先進事例の紹介やアドバイザーの派遣などの支援を行っているところであ
り、今後もこうした取組を進めながら、誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社
会の実現を目指してまいります。

次に、放課後児童クラブにおける昼食提供についてであります。小学校の夏休みなど、長期

休業期間中、クラブを利用する共働き世帯などの保護者の方々にとって、家事の負担や食中毒の心配などから、昼食提供を希望する声があり、現在、道内では、20市町村が食事の提供を行っていることと承知しており、保護者の方々の負担軽減につながっているものと認識しております。

道では、これまで、クラブでの食事の発注や購入等を行う職員配置に対する経費も含め、運営に対する補助を行っておりますが、食事の提供方法は、事業所内での調理のほか、外部委託や給食センターの活用など、様々であることから、道としては、補助制度を柔軟に活用できるよう、国に要望するとともに、今後とも、市町村と十分に連携し、地域の実情に応じた取組が進むよう、状況把握に努めながら、自治体の効果的な取組事例の共有を図り、仕事と育児を両立できる環境づくりなど、地域における子育て支援の充実に向け取り組んでまいります。

次に、経済と雇用対策に関し、まず、特別高圧電力などの支援についてであります。道では、特別高圧電力を利用する中小企業に対し支援金を支給することとし、6月末より申請受付を開始いたしました。今後申請が見込まれる事業者の電気使用の状況などを勘案すると、予算が不足する見込みとなったため、特に経営基盤が弱い中小企業に支援対象を重点化することとし、今定例会において、必要な補正予算案を提出したものであり、影響を受ける事業者の皆様には理解をいただけるよう、丁寧な説明を行ってきたところであります。

本事業の支援金については、申請のあった全ての事業者の皆様へ3月分までを支給しており、宿泊業環境整備緊急対策事業についても、当初予定より、約1か月ほど遅れることとなりますが、補正予算案の議決をいただき次第、速やかな交付決定や支給に努めることとしており、道としては、このたびの予算積算が結果として不足したことをしっかり受け止め、今後、事業者の皆様へ寄り添った一層の支援に努めてまいります。

次に、物価高騰への今後の対応についてであります。エネルギーや原材料等の価格高騰は長期化し、道民の皆様や事業者の方々にとって大変厳しい状況となっており、今後、冬を迎える中、社会経済活動の回復を後押しし、生活や経営を支えるためには、影響の軽減に向け、適切に対応する必要があると認識しております。

道では、これまで、価格高騰等経済対策を策定し、対策の円滑かつ迅速な執行に努めるとともに、国に対してもさらなる対策を要望してきたところであります。国では、さらなる燃料油の価格抑制策を発動したほか、先般、岸田総理から、新閣僚に対して新たな経済対策を盛り込むべき柱立てを今月中に提示し、来月中をめどに具体的な対策を取りまとめるとの考えが示されたところであります。

道としては、こうした状況を踏まえ、経済対策推進本部や各種調査を通じて、道民の皆様のご生活や事業者の方々の実情やニーズなどを丁寧に把握するとともに、国の政策動向も踏まえ、物価やエネルギーの価格高騰の影響から道民の生活を守り、事業者の方々の負担が軽減されるよう努めてまいります。

次に、ラピダス社の進出に関し、まず、道の役割についてであります。道では、ラピダス社が進める次世代半導体製造拠点の2025年のパイロットライン稼働、2027年の量産開始というスケ

ジュールの達成に向け、国や千歳市、経済団体や大学などと連携体制を構築し、製造拠点の整備に向けた取組の段階に応じ、インフラ整備や半導体人材の育成確保など、多岐にわたる課題への対応に取り組むとともに、道民の皆様の理解と共感を得るために、ラピダス社のプロジェクトや工事計画等に関する説明会を実施してきたところであります。

また、ラピダス社の立地をチャンスと捉え、オール北海道で目指すべき方向性を共有するため、専門家や地域の幅広い有識者の方々の御意見も伺いながら、今後の取組指針となるビジョンを取りまとめ、このビジョンの下、産学官が緊密に連携し、各般の施策を戦略的に取り組むとともに、食や観光、エネルギーなど、地域の資源や強みを生かした産業振興を図るなど、本道全体の経済活性化と持続的発展につなげてまいります。

次に、水供給の検討状況等についてであります。道では、2027年からの量産開始に向けた取水量確保の可能性等について検討を進める上で、専門的な見地から幅広い意見を聴取するために設置した有識者懇話会において、自然環境保全や必要な取水量確保の観点から、水源候補地を千歳川と苫小牧地区工業用水道の2案に絞り込み、環境影響、協議・調整、事業費、工期を評価項目とすることなどについて御意見を伺いました。

道としては、有識者の皆様の御意見を踏まえながら、10月上旬には供給方法等の方針を固め、関係機関と必要な調整を行ってまいります。

また、排水に関し、ラピダス社は、人の健康への影響を及ぼす可能性が指摘されているPFO SとPFOAについては、既に半導体の製造材料からは全廃されており、工場に持ち込むことはないと説明しておりますが、国では、本年1月に専門家会議を設置し、科学的根拠に基づく総合的なPFASについての対応策の検討を進めており、7月には今後の対応の方向性などを取りまとめたところであります。

道としては、こうした国の取組について情報提供を行い、道民の理解促進に努めているところでありますが、引き続き、国の検討状況などを踏まえ、適切に対応してまいります。

なお、本格稼働時における下水処理については、現在、千歳市が主体となって、必要となる処理場の規模や処理能力などについて検討を進めており、道としては、引き続き、千歳市と協議を進めるとともに、必要な技術的助言や、国との調整を行ってまいります。

次に、半導体関連産業振興ビジョンについてであります。本ビジョンは、オール北海道で目指すべき方向性を共有しながら、半導体の製造、研究、人材育成等が一体となった複合拠点の実現を目指し、半導体関連産業の集積はもとより、道内企業の参入促進や取引拡大、人材の育成確保などに取り組む、今後の指針として作成するものであります。

ビジョンの策定に当たっては、複合拠点の実現がもたらす効果の全道への波及が図られるよう、道内の実情はもとより、必要なデータや国内外の先進事例なども踏まえ、半導体を含む幅広い分野や業種の知見を持ち、かつ、道央圏以外の地域や産業に詳しい有識者の方々から御意見を伺いながら、検討を進めてまいります。

次に、観光振興を目的とした新税についてであります。道では、新税の導入目的や用途、そ

のために必要となる税制度などについて検討を進めてきており、先般開催した懇談会には、観光の高付加価値化、観光サービス、観光インフラの充実、危機対応力の強化という三つの柱に沿って、使途の方向性をお示しし、御議論をいただきました。

道としては、納税していただく皆様に、新税の導入について理解と納得感を深めていただけるよう、観光客の皆様の満足度や利便性の向上、安全、安心の確保といった視点から、税の使途についてさらに検討を進め、道民の皆様や事業者の方々の御意見をお伺いしつつ、市町村とも十分な調整を図りながら、税制度の内容も含めた道の考え方を丁寧に取りまとめでまいります。

次に、北海道雇用・人材対策基本計画についてであります。人口減少が進む中、様々な分野で人手不足は深刻化しており、本道が持続的に発展していくためには、多様な人材が活躍することが必要であり、求職者の方々の適性や能力に基づいて、公正に選考された労働参加できることが重要と認識しております。

このため、事業者の方々に対しては、国や業界団体、経済団体と連携してセミナーを開催し、労働関係法令の周知徹底に努めるなど、公正な採用選考や法令の遵守について普及啓発を図るとともに、求職者の方々に対しては、労働相談ホットラインによる相談対応のほか、多様な人材の活躍に積極的に取り組む企業の事例を紹介するなど、労働参加の促進に努めてきたところでありますが、次期計画については、女性や高齢者、障がい者はもとより、性的マイノリティーといった方々が働きやすい労働環境をつくるといった視点も踏まえ、検討してまいります。

次に、カスタマーハラスメントについてであります。顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、セクハラやパワハラと同様に、労働者の方々へ多大なストレスを与えるほか、人権を侵害する行為と認識しております。

道では、事業者の方々に対し、国が昨年2月に策定した企業向けの対策マニュアルを活用しながら、労働問題セミナーや広報誌を通じて周知啓発を図るなど、労働者の方々が安心して働ける職場環境づくりに向け取り組むとともに、消費者の方々に対し、商品やサービス等に対する意見や要望を伝える際の事業者とのコミュニケーションやマナーなどについて、様々な機会を捉えて啓発に努めているところであります。

また、道庁内においては、外部の方から職員に対する通常の常識を超えた要求など、いわゆるハードクレームへの組織的な対応を徹底するため、マニュアルを作成し、全庁的な対応を行ってきているところであり、今後とも職務の円滑かつ適正な執行の確保に努めてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、ゼロカーボン北海道推進基金についてであります。道では、ゼロカーボン北海道の実現を目指し、中長期的な視点で継続的に施策展開を図る観点から、本年度は、地域の脱炭素化を促進する新エネ設備導入への支援、消防学校のZEB化などの取組に加え、エネルギー・環境関連産業の振興や人材育成、洋上風力の取組の加速化、地域と連携した太陽光パネルの導入、省エネ住宅の取得や改修支援など、様々な取組を行っているところであります。

また、さきの定例会での御議論を踏まえ、策定することといたしました基金を活用する事業の

柱立てや基金の活用期間の目安、寄附の受入れ促進など、基金の活用に関する基本的な方針については、来年度予算に反映させるよう、スピード感を持って検討を進めてまいります。

次に、高レベル放射性廃棄物についてであります。エネルギー基本計画では、国が前面に立って最終処分に向けた取組を進めるとしており、最終処分に至るまでの間、使用済み燃料を安全に管理するため、中間貯蔵施設の建設等による貯蔵能力拡大を進めることとしていると承知しています。

道では、現在、全国で唯一、深地層研究を受け入れ、国の原子力政策において、具体的な役割を果たしており、また、国に対し、最終処分の問題は、原発の所在の有無などにかかわらず、国民的な議論が必要な問題であることから、全国において、最終処分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させることなどを要望しているところであります。

なお、道としては、寿都町及び神恵内村の文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであります。その表明に当たっては、NUMOの報告書が取りまとめられ、必要な国の手続が経られた後に、道議会の議論はもとより、様々な機会を通じて把握した市町村や道民の皆様の意見も踏まえ、適切に対応してまいります。

次に、処理水放出による影響についてであります。道では、風評の国内外への波及により、農林水産物や加工食品の買い控え、価格の低迷、販路の喪失など、農林水産業のみならず、関連産業に深刻な影響が及ぶことを懸念し、風評を生じさせない取組の徹底が重要との認識の下、国に対し、国民の皆様や諸外国への説明と理解促進、風評被害の防止及び影響の抑制、風評被害が発生した場合の対策などについて、度重なる要望を行ってまいりました。

道が実施した業界団体等への聞き取り調査によりますと、中国による日本産水産物輸入停止以降、ホタテガイの産地価格の下落、水産加工会社の在庫に係る保管料コストの増大など、漁業をはじめ、加工、流通に大きな影響が生じております。

また、中国からの観光客の減少や、農産物に対する風評被害の発生などへの懸念が寄せられており、今後とも、業界団体や事業者へのきめ細かな情報収集に努め、必要に応じて国に要望してまいります。

次に、水産業への支援についてであります。中国は、道産水産物の最大の輸出先国となっており、このたびの輸入停止措置により、ホタテガイの産地価格の下落や一時保管用冷凍庫に余裕がない地域も出るなど、今後、影響の拡大が懸念される中、国は、水産業を守る政策パッケージを取りまとめましたが、詳細の実施要件等が明らかとなっていないことから、事業の審査、採択までには一定の時間を要することが懸念されます。

このため、道では、漁業者や中小企業者の皆様に対する特別相談窓口を開設するとともに、生産、加工、流通などの関係者で構成する協議会において、御意見や御要望を伺いながら、このたびの補正予算に計上した、道内外における消費拡大の緊急的な取組への支援に加え、どさんこプラザを活用した販促キャンペーンや海外における輸出プロモーション、来日観光客へのPRなど

に取り組むほか、「食べて応援！北海道」キャンペーンとして、社員食堂やふるさと納税を活用したPR等を進めてまいります。

道としては、協議会などでいただいた御意見、御要望をしっかりと国に伝え、支援策などの活用につなげていくとともに、道産水産物の消費拡大や輸出先国の多角化など、私自身が先頭に立って、切れ目なく対策を実施していくことにより、漁業や流通・加工業に携わる方々が安心して事業を継続できるよう取り組んでまいります。

次に、今後の対応についてであります。道では、処理水の海洋放出の決定後、直ちに漁業者や中小企業者の皆様に対する特別相談窓口を設置したほか、国などの動向や道内の関連産業の状況などを把握、共有し、庁内関係部局の迅速な対応を図るため、速やかに庁内連絡会議を立ち上げ、必要な対策の検討を行ってきたところであります。

中国による水産物の輸入停止措置は、漁業をはじめ、加工、流通に大きな影響を及ぼしているほか、今後、観光業や食産業全体へ影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、庁内各部、振興局が緊密な情報共有を図るとともに、幅広い事業者の方々のニーズを丁寧に把握し、専門家の派遣による生産性の向上や商品開発、融資制度の活用による経営支援、人材活用や加工機器の導入支援など、国の支援策の活用を促すほか、どさんこプラザを活用したテスト販売、商談会、さらには、今定例会に提案している補正予算などにより、漁業団体が緊急的に実施する販売促進活動への支援に取り組むなど、スピード感を持って各対策に取り組んでまいります。

次に、交通政策に関し、まず、鉄道貨物輸送についてであります。道では、函館線函館ー長万部間は、全国の鉄道貨物ネットワークを構成する上で欠かせないとの考えの下、国、道、JR貨物、JR北海道の4者の実務者レベルで意見交換を行ってまいりました。

少なくとも、北海道新幹線の札幌延伸開業時においては、船舶等の他の輸送手段により鉄道貨物の全量を代替することは難しく、費用負担や要員の確保など、解決すべき課題が多岐にわたるものの、貨物鉄道機能を確保する方向性が妥当ではないかとの点に異論はないことを確認したところであり、現在、これまでの議論の経過や内容などについて、関係団体や市町村等の皆様に丁寧に説明を行っているところであります。

道としては、引き続き、様々な関係者から御意見を伺うとともに、国などと連携しながら有識者を含む検討会議を立ち上げ、最終的な結論が得られるよう、課題の解決方策について検討を進めてまいります。

次に、地域交通の確保についてであります。道では、バス事業者に対し、国や市町村と協調した運行費への補助をはじめ、バスの車両維持経費に対し臨時的支援を講じてきたほか、高齢の運転手の方々の退職や長時間労働といった労働環境などが要因で喫緊の課題となっている運転手不足への対応としては、今年度、北海道バス協会や交通事業者に加え、新たにハローワークとも連携した合同就職相談会を全道各地に拡大して開催するほか、道外向けのプロモーション活動や採用活動の促進につながる事業者向けセミナーの開催などに取り組んでいるところであります。

また、いわゆるライドシェアは、一般の個人が自家用車を用いて他人を有償で運送する仕組みであり、過疎地の公共交通空白地域等における移動手段として活用の可能性はあるものの、道路運送法において禁止されており、加えて、自家用車の運転手のみが運送責任を負うことは、安全確保や利用者保護の観点から多くの課題があると指摘をされていることから、引き続き、国の動向を注視した上で、慎重な対応が必要と考えております。

道としては、住民の暮らしを支えるバスやタクシーなどが、人口減少に伴う利用者の減少や運転手不足といった様々な課題に直面していると考えており、今後とも、市町村や交通事業者など地域の皆様と、より一層、連携協力しながら、持続可能な地域交通の確保に向け取り組んでまいります。

次に、道の対応などについてであります。後志地域における新たな交通体系の検討に当たっては、道が事務局を務める並行在来線対策協議会后志ブロック会議での議論を踏まえ、鉄道に替わるバスの運行体制の構築を基本とし、令和4年4月以降、関係するバス事業者の方々の協力を得ながら、長大路線である長万部―小樽間の地域特性や実情を踏まえ、四つの区間に分けて具体的なルートなどの協議を進めてきたところであります。

道としては、新幹線開業後における人流の変化など、後志地域の交通環境の大きな変化が確実に視される状況を見据えて、利用実態に応じた戦略的なルートの検討をはじめ、地域の皆様の暮らしや観光などで利用される方々にとって利便性が損なわれることのないよう、今後も引き続き、沿線自治体やバス事業者の方々から丁寧に御意見を伺いながら、将来にわたり安定的な交通体系の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、第1次産業の振興に関し、まず、酪農政策の推進についてであります。飼料価格の高騰や生乳の生産抑制、個体販売価格の下落に加え、この夏の猛暑による生産量の低下など、酪農経営が大変厳しい状況にある中、酪農家の方々が安心して生産できる環境を整えることが重要であります。

こうした中、国は、生産コストの上昇により影響を受けている酪農経営を支援するため、緊急対策を実施するとともに、道においても、飼料価格の高騰対策や生産基盤の確保に向けた支援など、生産者負担の軽減に取り組んでおります。

こうした取組に対し、酪農家の皆様から一定の評価をいただいているものの、道としては、引き続き、現場の声を聞きつつ、関係者と連携を図りながら、牧草やトウモロコシなどの自給飼料の生産拡大や、家畜の暑熱対策などに関する技術指導、さらには、消費者に酪農の魅力や役割を伝え、理解を深める食育や、牛乳・乳製品の輸出を含めた消費拡大など、生産と消費の両面から施策を総合的に推進し、酪農家の方々が将来にわたり、意欲を持って営農を続けられるよう取り組んでまいります。

次に、女性の新規就農対策についてであります。本道の農業、農村が活気にあふれ、持続的に発展していくためには、新たな感覚を地域に吹き込む女性の就農を促進していくことが重要であります。

一方、女性の就農に当たっては、農作業には重労働が多いことや、女性用トイレや休憩所などの整備の遅れ、地域によっては、男女の役割について固定的な意識が残り、意思決定に参加しにくいなどの課題もあると承知しています。

このため、道では、農業団体などと一体となって、女性の経営や社会参画を促進するための目標づくりや、スマート農業による作業の省力化を推進するとともに、北海道農業担い手育成センターへの女性相談員の増員、就農条件に制約を設けず、単身女性の受入れを行ったり、女性が活躍している地域の事例を全道で紹介するなど、農業への参入を希望するより多くの女性が円滑に就農できるよう取り組んでまいります。

次に、胆振東部地震で被災した森林の再生についてであります。道では、道をはじめ、被災3町や森林組合、研究機関などが参画する復興連絡会議が昨年3月に策定した森林再生実施計画に基づき、植林や路網の整備を進めており、令和5年度末までの進捗は、計画を1割程度上回る見込みとなっております。

事業の実施に当たっては、森林所有者の方々の負担軽減を図るため、国の森林整備事業の活用はもとより、植林については、道の豊かな森づくり推進事業により、また、作業道の開設や倒木の整理については、地域づくり総合交付金により、各町と連携して支援をしているほか、所有者の方々による植林が見込めない箇所については、町が協定を締結し、代行する制度の活用を促しているところであり、引き続き、所有者の方々の意向を踏まえながら、被災森林の再生を着実に進めてまいります。

次に、人権施策等に関し、まず、人権配慮企業登録・紹介制度についてであります。道では、性別や国籍などの観点から、人権に配慮した取組を行っている企業等について、主な取組や成果、企業概要などを道のホームページ上において広く紹介しております。

道としては、今後、道内企業が参集する機会などを活用し、事業者の方々はもとより、経済団体や人権関係団体などに幅広くこの制度を周知するとともに、登録していただいた企業の皆様には、他の企業の取組を紹介し、新たな分野への拡充を促すなど、登録・紹介制度に参画する企業等の拡大を図り、より多くの道内企業の皆様に人権配慮の輪が広がるよう努めてまいります。

次に、性の多様性に関する取組についてであります。道としては、事業者の方々に対し、LGBTに関する理解促進セミナーや人権フォーラムへの参加をはじめ、性の在り方の多様性を理解し、認め合う職場づくりのためのにじいろガイドブックなど、道から配付した啓発資材を研修において活用いただくようお願いしております。

また、性的マイノリティー分野も含めた企業の人権配慮の取組を広く紹介する人権配慮企業登録・紹介制度への登録など、今後も事業者の皆様にご協力をいただきながら、性の多様性を理解し、認め合う職場づくりに取り組んでまいります。

次に、性的マイノリティーに関する道民への理解促進についてであります。さきに成立した、いわゆるLGBT理解増進法の推進に当たっては、性的マイノリティーの方々を含む全ての国民が、安心して生活できるよう留意するものとされており、人権を侵害する差別的言動は、い

かなる場合においてもあってはならないものと認識をしております。

道としては、今後、国が法に基づき策定する基本計画や運用指針などの動向を注視しながら、引き続き、性の多様性への正しい理解の促進に取り組むとともに、ネット上の誹謗中傷行為への注意喚起や相談窓口の周知を進め、人権侵害情報が寄せられた場合には、国と連携し、適切に対応するなど、性的マイノリティーの方々が暮らしやすい環境づくりに向けて、理解と適切な配慮の輪が広がるよう取り組んでまいります。

次に、北方領土問題に関し、まず、北方墓参の早期再開についてであります。ロシアによるウクライナ侵略の影響で、日ロ関係は依然として厳しい状況にあり、元島民の皆様が四島を訪れることのできる唯一の機会である北方墓参をはじめとする四島交流等事業は、今年度も実施の見通しが立っておりません。

四島交流等事業の実施は、日ロ政府間の協議により決定されるものであり、国は、四島交流等事業の再開は、今後の日ロ関係の中でも最優先事項の一つであり、ロシア側に対し、特に北方墓参に重点を置いて事業の再開を求めていくとしております。

私としては、四島への訪問を心待ちにしている元島民の皆様の切なる願いに応えるため、四島交流等事業の一日も早い再開に向けて、引き続き、関係機関と連携して国へ働きかけるとともに、様々な啓発活動を通じて一層の世論喚起を図り、外交交渉を後押しする環境づくりに努めてまいります。

次に、北方領土問題への取組についてであります。道では、多くの方々に北方領土問題に対する関心や理解を深めていただけるよう、SNSなどの多様なメディアを活用した国内外への情報発信の強化に取り組んでおり、昨年度、五つの言語によるホームページを開設したほか、本年5月のG7広島サミットの際に、国際メディアセンターにおいて、北方領土問題に関する情報発信を行うとともに、6月には、私から岸田総理に対し、国内外におけるこの問題への理解の促進を図るため、北方領土に関する歴史的事実や我が国への帰属の正当性について、国内はもとより、国際社会に改めて強くアピールするよう、要望を行ったところであります。

道としては、今後とも、あらゆる機会を捉え、国内外へ北方領土問題を分かりやすく発信し、国際的にも北方領土に対する我が国の立場を理解していただけるよう、粘り強く取り組んでまいります。

最後に、教育課題に関し、熱中症対策についてであります。熱中症は、命に関わる危険な病態であり、子どもたちが一日の大半を過ごす学習の場である学校において、熱中症対策に万全を期す必要があると認識しております。

このため、道では、各学校に対し、熱中症対策の危機管理マニュアルやチェックリストを配付し、注意喚起を行うとともに、対策の一層の強化と事故防止に向けた適切な対応を求めてきたところであります。

今年は、真夏日や猛暑日の増加に伴い、熱中症により救急搬送される児童生徒が急増したことを踏まえ、道としては、これまでも国に要請してきた、空調設備の整備に関する財政支援の拡充

について、道教委や市町村と連携し、改めて国に強く要望するとともに、喫緊の課題として、国への支援策の要請とその活用を図りながら、各学校に可能な限り設置できるよう、速やかに検討を進めてまいります。

なお、その他の質問につきましては、担当の副知事から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事浦本元人君。

○副知事浦本元人君（登壇）重要土地等調査法についてであります。昨年9月、国の安全保障の観点から、防衛関係施設等の重要施設や国境離島等の機能を阻害する土地等の利用防止を図るため、法律が施行され、土地等の所有や利用の実態を的確に調査し、その結果、仮に、不適切な利用実態が明らかになった場合には、その行為を規制することが可能となったものと承知しております。

道内では、昨年12月に、4市町7区域が特別注視区域等に指定され、去る9月11日には、国の土地等利用状況審議会が開催され、新たに防衛関連施設等を中心とした道内の48市町村56区域を含む指定案が示されたところでありますが、国が法に基づき指定した区域内の土地等の利用状況につきましては、国が公簿等の収集を基本とし、必要に応じて、現地・現況調査などを適切に組み合わせる形で、一元的に実施することとされており、対象者数などは、その調査を通じて把握されるものと考えております。

法の趣旨や制度などの住民の皆様への周知につきましては、一義的に国が行うこととされておりますが、道といたしましては、道民の皆様の理解促進を図られるよう、ホームページでの国の取組の周知やリーフレットの配置を行うほか、国から協力依頼が行われた際には、必要な協力を行うとともに、関係市町村から住民の皆様への周知について要望があった場合には、国と協議するなど適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 副知事土屋俊亮君。

○副知事土屋俊亮君（登壇）経済と雇用対策に関しまして、初めに、物価高騰に係る支援施策についてでございますが、道では、これまで、経済対策推進本部や各種調査を通じ、道民の皆様や事業者の方々のニーズを把握しながら、生活や経済への影響緩和に向けた施策を構築し、市町村や関係機関とも連携をし、活用の促進を図るなど、円滑かつ迅速な執行に努めてまいりました。

こうした中、これまで講じてきた支援施策の多くは、おおむね想定どおりの執行となっておりますものの、手続の煩雑さなどによりまして低い執行率となった事業や、事業者の方々から想定を上回る申請があったことにより、予算不足となった事業がありまして、執行状況にもばらつきが生じたところでございます。

道といたしましては、こうした執行状況を踏まえ、今後とも、各般の施策の円滑な執行に向け取り組んでまいります。

次に、外国人労働者についてでございますが、現在、国の有識者会議では、技能実習制度の改

正に向けた議論が進められておりますほか、先般示されました骨太の方針2023においても、新たな技能実習制度の創設などに取り組むこととされましたが、道といたしましては、新たな制度の下でも、北海道が外国人労働者の方々に選ばれるよう、道内企業と外国人労働者の双方にとりまして、よりよい就労環境の整備に努めていくことが重要と認識をしております。

このため、道では、外国人材と道内企業の相互理解を深めるセミナーや交流座談会などを開催いたしますほか、外国人を雇用する事業主の方々に、労働関係法令等の遵守の徹底を要請するなどしてきておりまして、今後とも、国の機関や経済団体等で構成する連携会議を活用し、業界や企業等における好事例などを共有するなどして、外国人労働者の方々の人権が尊重され、安心して働き暮らすことができる環境づくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）民主・道民連合、池端議員の代表質問にお答えをいたします。

医師の働き方改革についてであります。道立病院局では、医療の質や安全性を確保する上で、医師が健康に働き続けることができる環境を整備することが重要との認識の下、これまで、他の医療従事者等へのタスクシフト・シェアの推進や、時間外労働が多い診療科における医師の増員などにより、負担軽減に取り組んできたところであります。

また、地域医療の確保に支障のないよう、特定の診療科における時間外労働が上限を超える場合に備え、現在、特例水準の指定に向けて、所要の手続を進めております。

道立病院局といたしましては、今後とも、医育大学と連携し、医師の安定的な確保に努めるとともに、他医療機関の先進事例も参考にしながら、勤務環境の改善を不断に進め、良質な医療を継続的に提供できるよう取り組んでまいります。

○議長富原亮君 教育長倉本博史君。

○教育長倉本博史君（登壇）民主・道民連合、池端議員の代表質問にお答えをいたします。

経済と雇用対策に関しまして、ハラスメント対策についてであります。カスタマーハラスメントは、顧客等からのクレーム、言動のうち、要求の内容の妥当性に照らして、社会通念上、不相当なもので、労働者の就業環境が害されるものと承知をいたしております。

学校現場におきましては、一部の保護者や地域住民の方々からの過剰な苦情や不当な要求等が学校運営上の課題となっており、こうした要望や提案等については、教師が個人として対応するのではなく、学校が組織として対応することや、教育委員会等の行政の責任において対応することができる体制の構築が重要です。

道教委では、令和3年度から、円滑な学校運営を支援し、教員の負担軽減を図るため、弁護士、いわゆるスクールロイヤーを配置し、学校が抱える対応困難な事案に対して法務相談を受けられる体制を整備しており、今後、スクールロイヤーの対応事例の共有等により、制度の活用を促すなどしてまいります。

また、児童生徒が自立した消費者として、責任のある消費行動を考え、実践する資質、能力を身につけることができるよう、消費者教育の一層の充実に努めてまいります。

次に、教育課題に関しまして、まず、熱中症対策についてであります。熱中症は命に関わる危険な病態であり、各学校において対策に万全を期す必要があることから、道教委では、本年5月に、熱中症対策の危機管理マニュアルやチェックリストを作成し、各学校に注意喚起してまいりました。

今後は、各道立学校及び市町村教育委員会に対し、熱中症警戒アラートの発令時には、学校や地域の状況に応じて臨時休業等の措置を適切かつ迅速に講ずることを改めて通知するなどして、徹底を図ってまいります。

また、空調設備の整備については、熱中症の防止はもとより、安全、安心で快適な教育環境の確保が重要であることから、市町村長や教育長などで構成する北海道公立学校文教施設整備期成会などと連携をし、市町村立学校の空調設備整備に係る財政支援の拡充について、国に強く要望するとともに、道立学校について、これまでも国に要請をしてまいりました空調設備の整備に関する財政支援の拡充について、喫緊の課題として、改めて、知事部局とも連携をし、国に支援策の要請を行い、その活用を図りながら、可能な限り設置できるよう、速やかに検討を進めてまいります。

次に、北海道学校教育情報化推進計画に関しまして、高等学校における端末の活用についてであります。社会全体の情報化が進む中、学校教育においても、児童生徒が必要な情報や情報手段を主体的に選択、活用し、新たな価値を創造する力を身につけることができるよう、ICTを効果的に活用した学習活動を推進することが求められております。

こうした中、本年7月に実施いたしました札幌市立を除く公立高校を対象とした調査では、令和4年度末現在、1人1台端末を活用した授業をほぼ毎日行った学校の割合は66.1%にとどまっていることから、全ての高校で端末のさらなる活用を進める必要があると認識しており、利活用に当たっての課題等を確認し、指導助言をしてまいります。

道教委といたしましては、生徒が日常的にICTを活用することで、一人一人に応じたきめ細かな学習活動の充実が図られるという考えの下、各高校において、ICTの活用により、一人一人の可能性が最大限に引き出されるという認識を持って、授業改善の推進や教員のICT活用指導力の向上を図るなどして、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進め、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて取り組んでまいります。

次に、端末の持ち帰り学習についてであります。令和4年度に国が実施をいたしました、端末持ち帰り状況等調査によりますと、各学校において、平常時に持ち帰りを実施していない理由として、端末の破損や情報セキュリティの確保への不安、通信環境が整っていない家庭への補助が困難などが挙げられており、多くの市町村では、これまで、通信環境が整っていない家庭に対するモバイルルーターの貸与などの支援を行ってきたと承知いたしております。

道教委といたしましては、全ての子どもたちが、端末を用いた学習環境が可能となることが重

要と考えており、引き続き、図書館、公民館等や放課後の学校の通信環境を活用した具体的な取組事例について情報提供するとともに、市町村教育委員会に対し、国庫補助制度を活用した家庭への支援を働きかけるほか、全国都道府県教育委員会連合会とも連携をし、通信環境の支援の拡充について国に要望するなど、全ての児童生徒が、端末を用いた家庭学習を行うことができる環境づくりに取り組んでまいります。

最後に、学校における働き方改革についてであります。テレワークなどの柔軟な働き方は、通勤の負担の軽減や、ワーク・ライフ・バランスの向上などの効果が期待をできる一方、セキュリティ対策や勤務時間管理、業務内容の把握などの面での課題もあるものと認識をいたしております。

国では、教員確保の方策を検討する中で、時間外勤務を抑制するための仕組みなど、教員の勤務制度の在り方についても検討しており、道教委といたしましては、こうした国の動向を注視するとともに、他都府県などにおける取組事例を収集、分析しながら、コロナ禍において在宅勤務で行われた教材研究や授業準備など、教員の業務の特性を踏まえた対応について検討するほか、授業時数や学校行事の見直し、ICTを活用した校務の効率化など、学校や教員が担う業務の一層の適正化を推進し、学校における働き方改革を着実に進めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 警察本部長鈴木信弘君。

○警察本部長鈴木信弘君（登壇）民主・道民連合、池端議員の代表質問にお答えをいたします。

カスタマーハラスメントについてであります。道警察においても、電話相談や窓口対応等の市民応接の場において、職員に対し、不当な要求を執拗に繰り返したり、攻撃的な言動を行うなどの行為が一部認められております。

道警察では、これまでも、職員に対して、市民の要望、意見等を的確に把握し、相手の立場に立って親切、丁寧かつ迅速に対応するよう、指導、教養をしているところであります。その上で、このような行為も含め、市民からの具体的な要望、意見や苦情を受けた場合には、所属幹部に直ちに報告させ、組織的に対応することとしております。

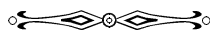
多くの場合、当方から相手方に対して、個別の状況に応じて必要な説明や説得を行い、御理解をいただくよう努めておりますが、特に、相手方の行為に法令違反が認められる場合には、厳正に対処しているところであります。

道警察といたしましては、今後とも、警察活動への御理解と御協力をいただきながら、公正な職務執行に努めてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時8分休憩



午後3時34分開議

○議長富原亮君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

池端英昭君。

○61番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、知事並びに教育長に再質問をいたします。

まず、新たな北海道総合計画の策定に関し、現行計画を含め、これまでの計画による成果や課題など、いわゆる総括をしっかりと行うべきだとただしたところ、知事は、北海道総合開発委員会で毎年度の推進状況の確認や議論がなされているとして、道としての総括的な検証を行うことはしませんでした。これは、世に言う丸投げと同じです。

北海道総合開発委員会、その15人の委員は各分野の専門家であり、重要な指摘、助言をいただいています。それを理由として、総合計画の実施主体である道が、長期スパンで見たときに成果と課題がどうであったのか、その果たしてきた役割等について検証を行う必要がないとはなりません。

知事も御承知のとおり、総合計画は、平成23年の地方自治法改正に伴って策定義務が廃止されましたが、やはり、北海道の未来への設計図として極めて重要であるからこそ、人的にも時間的にも膨大なコストをかけ、策定しているではありませんか。

このような計画が、次回、またも数年で、簡単に、思いつきにより変更されてはたまりませんし、何よりビジョンが浸透せず、その具現化が困難ともなれば、割を食うのは道民です。だからこそ、将来への見通しの甘さ、楽観的な推計などは極力排除すべきであり、そのためには、少なくとも、これまでの計画がどうであったのか、道も自ら振り返り、反省点等について明確にしておくべきです。

そこで、改めて、現行計画等への総括等の実施について、知事の所見を伺います。

次に、人口減少問題について、これまで道が様々に取り組んできた努力は認めつつも、一向に状況が好転せず、むしろ悪化している点については、予断を排した現状の正確な分析、原因究明が必要であって、根本的なところから施策を見直す必要があると考えます。

先ほど、知事は、新しい総合戦略の策定と平仄を合わせ、人口ビジョンを見直した上、ワーキンググループにおいて効果的な施策を図るとの方向性を示しましたが、そもそも議論の土台となる人口の将来見通しが、楽観的あるいは希望的観測を基にしては、話にもなりません。

現行のビジョンで、道は、2040年で約460万人から450万人の人口を維持することが可能としていますが、この仮定の一つに用いている合計特殊出生率は、2030年に何と1.8、2040年に2.07、本年2023年に社会増減数が均衡し、転出超過をゼロとしていることなど、全くもって現実離れ甚だしい数値を基にしています。

繰り返しますが、本道の直近の合計特殊出生率は1.12です。あと7年で1.8に上げると本気でお思いならば話は別ですが、そうでないなら、厳しい現状を直視し、対策も1段ギアを上げ、組み立て直さなければなりません。

そこで、人口減少問題を好転させる大きな転換点とするために、知事は、人口ビジョンをどのように見直す考えか、伺います。

また、ビジョンを効果的に子ども・子育て政策に反映させるためにどう取り組むお考えか、併せてお伺いをいたします。

次に、電通北海道の過大請求事案に関し、委託業務事務取扱要綱の趣旨や手続の徹底、新たな留意事項の庁内周知など、再発防止策が示されましたが、今さら何をといった印象を強く感じます。

知事もお忘れてないと思いますが、令和3年の決算特別委員会で、同僚議員が、同じくコロナ対策に係るプロポーザル方式による委託事業についてただし、その際、道の再委託における様々な課題について既に指摘し、改善を求めています。今回の問題となっている再委託や再々委託は、この決特の議論が行われていた同じ時期にも行われ、さらに、その直後にも行われており、すなわち、その際に全く改善がされず、きちんと改善すれば今回の事態は防げたはずではないでしょうか。

それにしても、議会議論で指摘があったさなか、また、その直後も不適切な行為に気づけなかったとは、一体何事でしょうか。

経済的合理性や効率性を損なった委託を行ったことは、明らかに道財政のロスで、単に委託事業者側だけの責任ではなく、知事を含めた執行部側の過失として責任は重大だと考えますが、改めて所見を伺います。

次に、プレスト1・7についてです。

本定例会に提案された信託期間の1年間延長に関しては、再延長はないとの条件つきで受託行の了承を得られるとして、この期間内で財産の取扱いに係る手続を終えることが必要との認識が示されましたが、知事の言われた手続が売却であることを明確にしないと、この後も収拾がつかなくなります。

よって、どう進めるにしても、まずは、各人によってばらばらに解釈している可能性が高い道の方針を明確にしていきたい。その上で、今後のスケジュールも適時適切にと、依然として曖昧さを残しており、加えて、道議会での議論も踏まえてとしましたが、この議論で一定程度固まった方針のとおり売却が進められていなかった今の現状に鑑みれば、今度こそ知事がしっかりリーダーシップを発揮して、改めて、方針や推進に必要な具体的スケジュールを明確に打ち出すべきではないでしょうか。

仮に、この定例会で信託期間の延長が認められても、来年の10月末までの延長期間内で、または売却ができないような事態ともなれば、それはもはや知事の大きな責任問題であると考えますが、知事の所見をお伺いします。

次に、子ども・子育て施策について、答弁で、今後、少子化など人口動態の要因分析を踏まえた施策の検証を行うとしましたが、なぜ、もともと合計特殊出生率がOECD各国の中でも低位の日本で、さらに、北海道が全国45位に甘んじているのか、すなわち、世界レベルで低位に居続

けているのかについて、一体どのような分析をするつもりなのか、よく分かりません。

ただし、学術的には、子育て支援にかかるお金、家族関係支出がGDP経済規模に占める割合が低い国は出生率が低いという緩やかな相関関係が認められているため、本道の子育て予算が他県などと比べて不十分なのではないかということは、確実に検証すべきであります。

そして、こどもファスト・トラックのような、低予算でも可能な取組は貴重ではありますが、現時点でその効果はかなり限定的であり、知事が本道の人口減少局面を本当に深刻な存立危機事態と受け止めているのであれば、先ほどの人口減少でただしたように、理由が明確にされていない本道の出生率の低さなどの要因を詳細に分析し直した上で、子ども、子育てのための予算を大幅に拡充し、できる対策は全て行うという決意を示していただきたいと思います。知事の所見を改めてお伺いいたします。

次に、物価高騰対策のこれまでの執行状況のばらつきや、支援の公平性、迅速性について、所見をたいただきましたが、執行状況についての認識は副知事からの答弁にとどまり、知事からは、状況への認識、予算積算の不足をしっかりと受け止めるとあったものの、それはあくまで受け止めであり、そこに、反省や道民へのおわびの言葉は一切ありませんでした。

本件についても、失策を率直に認め、反省の弁を述べるべきだと考えますが、いま一度、知事の所見をお伺いいたします。

また、これまで、知事は、支援ニーズ把握に自信を見せていたようですが、こうした結果を繰り返している事態を踏まえ、経済対策推進本部を通じた把握の手法を点検し、見直すべきではないかと考えますが、併せて知事の所見をお伺いいたします。

次に、今後の対応について、国の経済対策、補正予算が取り沙汰されている中で、臨時交付金などの国の財源がついたから支援策を考えるというのは、事務の手順としては理解できなくはありませんが、これまでの道の対策がそうであったように、真に支援が必要な方に必要な支援を届けるという観点からはかけ離れた、近視眼的で総花的な支援、しかも、生活者というよりは事業者向けの支援が中心となりがちで、大きな課題であると知事には認識していただかなければなりません。

先ほど、国の政策動向も踏まえとありましたが、それでは間に合いません。特に、冬場にエネルギーの消費量が増加する本道の地域事情を踏まえ、不安を抱える道民が安心して冬を越え、穏やかな年を越せるような対策が速やかに打ち出せるよう、今からでも必要な検討を始めるべきと考えます。

道民の暮らしを守ると道民に約束した知事の決意、所見を改めてお伺いいたします。

次に、ラピダス進出に伴う課題のうち、水源等については、10月上旬には方針を固めるとのことですが、これまで示された2案、それぞれ巨額の費用や水利権者との調整といった難しい課題が明らかとなり、さらに、排水に関しても、千歳市の処理能力超過が後に判明するなど、誘致前に考えておくべき課題でてんでこ舞いするようでは、少しお粗末が過ぎるのではないのでしょうか。

こうしたことは、本来、知事が工場誘致をラピダスに提案する際に、課題として可能な限り情報提供しておくべき重要事項であります。

今後、説明不足などに端を発し、その課題解決のために、道財政からの多大な費用負担が発生するようなことになれば、それは明らかに知事の失策です。事前の想定や調査を怠り、いざ事に直面して初めて慌てて対処に取り組む、言わば泥縄式の対応が今後も繰り返されるのではないかと危惧しますし、PFASに関しても、千歳川の水を利用する皆さんの健康面に関して、決して対応が後手に回ることがないようにしていかなければなりません。これは指摘いたします。

そして、こうした半導体産業の集積による効果が本当に全道へ波及できるのか、あるいは、人材、資源などが地域から奪われ、道央圏以外の地域や他の産業が衰退するようなことにならないのかといった懸念については全く触れず、有識者とビジョンをつくることのみ答えていますが、本当に各地域、各産業全体でウィン・ウィンの関係が果たしてつくられるのでしょうか。

労働力の話にしても、今でも土木・建設技術者の不足が道内各地で言われる中、来年にはラピダス工場建設の最盛期を迎え、最大6000人も作業員が必要とされていますし、今月8日の懇話会で、有識者からは、札幌周辺への人材の集積や人材育成に力を入れるほど道外への流出リスクが高まるとの警戒感も示されています。

オール北海道でと言うからには、道は、他産業へのマイナスの影響を防ぐ方策等について明確に示すべきであります。改めて知事の所見をお伺いいたします。

次に、観光振興税の導入について、理解と納得を深めていただけるように進める、また、丁寧に市町村とも十分な調整を図りながら進めていくとの考えが示されましたが、それは言わずもがな、言い換えれば、当たり前のことです。

道民を含め、税負担が予定される皆さんの理解と納得を得るための最も重要な内容の一つは、それが一体何に使われて、観光振興という縛りがある中で、道民全体の福祉にどう貢献するのか、その点が大きいと考えます。

実際に、税の導入によるデメリットを心配する事業者等も少なからずいることから、必要性はもちろん、他の財源はないのか、非課税とするべき範囲、二重課税との指摘への対応などなど、一つ一つ丁寧に整理すべきであります。

繰り返しますが、それらの整理がされない限り、規模ありき、スケジュールありきで進めることがあってはなりません。

そこで、知事の述べた理解と納得を深めてもらうということに関し、どのように進める考えなのか、その手法と範囲について所見をお伺いいたします。

次に、北海道雇用・人材対策基本計画について、知事からは、多様な方々の労働参加や、安心して働ける環境づくりが重要との認識が示されましたが、それであるならば、計画の中に人権施策推進基本方針の内容をしっかりと反映し、人権配慮企業登録・紹介制度を盛り込むべきであります。いかがでしょうか、所見をお伺いいたします。

また、人手不足としながらも、性的マイノリティーなど、特定の属性の人を採用から除外する

事業者や、外国人労働者に対する人権侵害など、およそ人権意識が希薄とおぼしき事業者に対し、どのように計画の内容を浸透させていくのか、併せて知事の所見をお伺いいたします。

次に、高レベル放射性廃棄物最終処分場選定問題について、先ほど、知事は、本道は、全国で唯一、深地層研究を受け入れ、国の原子力政策において具体的な役割を果たしていると述べておられました。

深地層研究がいまだ継続していることは不本意ですが、後段はまさにそのとおりだと考えます。

いわゆる核ごみについて、国と青森県は、先月末、協議会で、青森を最終処分地にしないとする従来の確約を引き続き守ることを確認しています。

本道においても、国の原子力政策に具体的な役割を果たしているという事実と、受け入れ難いとすることを宣言すると明確に主張している条例があることからすると、青森県と同様に最終処分地としないよう国から確約を得るべきではないでしょうか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、ALPS処理水について、道は、風評を生じさせないように、国に度重なる要望をしてきたとしていますが、結果は御案内のとおりであります。

水産物に対する放射性物質の全量検査など、放出以前からの中国の反応を考えれば、放出後の中国の輸入規制措置は想像に難くないと思われませんが、知事が8月25日に発した緊急要請や、その後の対応は、今回の輸入規制措置が想定外だったかのような慌てぶりであります。

そもそも、知事は、中国の輸入規制措置を想定していなかったのでしょうか。想定していたのであれば、どのような対応策を講じていたのか、所見を伺いたいと存じます。

また、政府は、風評被害対策と漁業継続支援、さらに、水産業・加工業向けの追加支援として207億円を充て、総額1007億円規模の対策を予定していますが、これらは、売上げの減少を自分で埋め合わせ、かかる費用の一部を国が負担するというもので、漁業者への補償はどのような基準なのか、そもそも水産加工業者や流通業者などへの損害がどれだけ認定されるかなどの不安は尽きません。

影響を受ける本道の漁業者や事業者に対する補償について、まず、受けた損害が正しく評価された上でしっかりと実行されるよう、道としてどのように支援や対応をしていく考えか、知事の所見を伺います。

次に、交通政策について、JRの貨物路線の維持や並行在来線の問題、また、バスの運転手不足について、知事の認識と道の取組等について伺いましたが、課題の解決という面において、道としての主体性が見えず、腰が引けているような印象を強く受けました。

多くの関係者がいるその中で、道が単独で解決の道筋を示すことが困難だとは承知してはいるながらも、それでも、本道の物流網や道民の足を確実に守るのだという道民ファーストの視点での課題解決と、そして、広域自治体としての調整役の役割をしっかりと果たすよう求め、指摘いたします。

次に、重要土地等調査法について、今般、指定案が示された重要施設周辺の土地所有者の状況

をただしましたが、土地等の利用状況は国が一元的に実施し、対象者数などは調査を通じて把握されるものと、道は全く無関係かのような答弁でありました。

これまでも議論されてきたとおり、この法律は、規制の内容や調査の範囲、罰則対象が曖昧で、恣意的な運用や私権制限につながる懸念がいまだ払拭されておらず、だからこそ、道内で影響が及びかねない範囲の基礎的な情報について、道は自主的に把握しておくべきだと考えます。

さらに、今回の新たな指定案、48市町村の56区域の中には、千歳市の空自千歳基地がありますが、今後は、半導体関連産業の集積の関係で、外国人技術者も含めた国内外の労働者や家族などの皆さんがおおむね1キロメートルとされる周辺区域内にも多く居住することも想定されます。日常生活を送る中で、文化の違いなどから機能阻害行為と関連したトラブルが生じないとも限りません。

よって、全ての国を責任とせず、道としても、今後生じ得る、法による課題等について、可能な限り想定した上で対応できるようにしておくべきだと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、熱中症対策についてであります。

今夏は、災害と呼べるほど暑さが継続し、各学校内でも危険な暑さを解消できない状態であったことから、教室等における空調設備設置の問題は、体温調整機能が未発達な思春期以前の子どもたちは、特に命と健康に直結しているものと考えべきであります。

既に道内の複数の自治体が、次年度へ向け、エアコン等設置の決断を行っていますが、そうでない地域の状況や課題等をしっかりと把握し、改めて国への要望を行うなど、次の夏までに各学校施設等への空調設備があまねく整備されるよう、遅滞なく取り組むことを要望し、これも指摘とさせていただきます。

最後に、教員の働き方改革についてであります。

今定例会で、道は、スマート道庁の推進として、「ココd e m oお試しテレワーク！！」に取り組んでいます。実施場所も拡大し、宿泊施設等の個室も可能とされていますが、ここで疑問に思うことは、道庁職員は、リゾート施設、また、隣のホテル個室でのテレワークが認められているのに対し、なぜ、教職員は、指導の対象となる児童生徒のいない夏・冬休み中の学校での勤務が原則とされ、内容によらず、テレワークが認められないのかということでもあります。

デジタル化の推進や働き方改革が叫ばれている現状にあって、教育行政がこうも後ろ向きの姿勢では、本道でのイノベーション人材など、到底育つわけがありません。

先ほどの答弁では、他都府県の取組を収集、分析、検討とのことでありましたが、のんびり構えていられるほど、教職員の成り手は満ちあふれてはいません。

欠員の解消すらできていない現状をより深刻に捉え、教職員の働き方改革を広範に推し進めながら、その魅力を発信していくことが必要だと考えますが、何も難しいことを言っているわけではありません。

長期休業中のテレワークを積極的に促すなど、新たな取組を進めていくことについて、再度、

教育長の所見をお伺いしたいと存じます。

以上、再々質問を留保し、私の再質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）池端議員の再質問にお答えいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、新たな総合計画についてであります。道では、毎年度、政策評価を通じ、総合計画の各政策ごとに、取組内容や実績、課題や今後の対応方向などの推進状況を取りまとめ、評価結果として、道議会や道民の皆様にお示しをしております。

その上で、北海道総合開発委員会において、本道を取り巻く状況変化と併せて、道が取りまとめた内容をお示しし、計画全体の評価や見直しの必要性などを御議論いただいております。道としては、これらを踏まえ、実効性の高い政策を検討し、新たな計画を取りまとめてまいります。

次に、人口減少対策等についてであります。道の人口ビジョンの見直しに当たっては、若年層や女性の道外への転出超過といった本道の現状を踏まえた人口動態の要因分析や直近の人口推計に加え、国の長期ビジョンを反映した上で、各分野の代表者等で構成する北海道創生協議会の皆様の御意見も伺いながら進めていくこととしております。

その上で、子ども・子育て施策については、人口ビジョンの将来展望を踏まえ、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要な方に着実に届くよう、各種施策を次期総合戦略に位置づけ、希望する若い世代の方々が、安心して子どもを産み育てることのできる北海道づくりに取り組んでまいります。

次に、電通北海道による過請求事案についてであります。道では、委託業務の終了後、実績報告書の提出を受け、内容確認を行ったものの、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったところでございます。

また、一部の業務で再委託の承認手続がなされていなかったほか、基本的に想定していない再々委託が行われたところであり、道としては、こうした点を踏まえ、公的業務に関する基本的なルールや留意事項を受託者に周知するなど、再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

次に、プレスト1・7についてであります。このたび、受託行から、再延長はないとの条件で1年間の延長を了承する旨の回答があったことを踏まえ、今定例会で信託期間の延長をお諮りしているところでございます。

道としては、この延長期間内で、信託財産の取扱いに係る手続を終えることが必要との認識の下、道民の皆様の貴重な財産の取扱いに支障が生じないように、その手続等に要する期間も考慮しながら、適時適切に対応してまいります。

次に、医療・福祉課題に関し、子ども施策の推進についてであります。本道の合計特殊出生率は全国を大きく下回り、その要因としては、若い世代の仕事と子育ての両立や育児への負担感など、様々な背景が複雑に重なり合っていると考えられ、道では、今後、人口動態の要因

分析を踏まえた施策の検証などを行うこととしております。

道としては、今後とも、地域のニーズに即した子育て支援の充実に取り組みつつ、独自にできることは早期に取り組むという考えの下、希望する若い世代の方々が安心して子どもを産み育てることができるよう、全庁を挙げて、子ども応援社会の実現を目指してまいります。

次に、経済と雇用対策に関し、まず、物価高騰への対応についてであります。道としては、このたびの執行状況の一部にばらつきがあったことをしっかりと受け止め、今後、経済対策推進本部や各種調査を通じ、道民の皆様や事業者の方々の声を、より丁寧に把握しながら、各般の施策の着実な検討に向け取り組んでまいります。

次に、今後の対応についてであります。今後、冬を迎える中、物価高騰の長期化により、大変厳しい状況に置かれている道民の皆様や事業者の方々の生活や経営を支えるため、影響の軽減に向け、適切に対応する必要がある中、国は、今般、新たな経済対策を取りまとめるとの考えを示しており、私としては、こうした国の政策動向も見据え、道民の生活を守り、事業者の方々の負担が軽減されるよう努めてまいります。

次に、半導体関連産業振興ビジョンについてであります。ビジョンの策定に当たっては、複合拠点の実現がもたらす効果の全道への波及が図られるよう、半導体関連産業の集積はもとより、道内企業の参入促進や取引拡大、人材の育成確保などについて、有識者の方々から御意見を伺うとともに、地域の皆様や事業者の方々のニーズや懸念も踏まえながら、検討を進めてまいります。

次に、観光振興を目的とした新税の導入についてであります。道としては、道民の皆様を含め、納税いただく方々や徴収事務を担っていただく宿泊事業者など、幅広い関係者の皆様に、税の使途などを分かりやすくお示するとともに、パブリックコメントはもとより、道のホームページで検討経過をきめ細かに発信し、随時、御意見をお伺いするほか、市町村とも十分な調整を図りながら、新税の導入について、理解と納得感を深めていただけるよう、丁寧に対応してまいります。

次に、北海道雇用・人材対策基本計画についてであります。人口減少が進む中、本道が持続的に発展していくためには、多様な人材が活躍することが必要であることから、次期計画については、女性や高齢者、障がい者はもとより、性的マイノリティーといった方々が働きやすい労働環境をつくるといった視点も踏まえ、検討してまいります。

また、事業者の方々に対しては、国や業界団体等と連携して、セミナーを開催するなど、労働関係法令の周知徹底や法令遵守、公正な採用選考が図られるよう努めてまいります。

次に、エネルギー政策に関し、まず、高レベル放射性廃棄物についてであります。道では、文献調査が開始された令和2年11月、概要調査等へ移行する際、知事または当該町村長の反対があれば、当該町村は最終処分法上の処分地選定プロセスから外すことを国に文書で申し入れ、国からは、知事または市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはないとの回答を得ております。

私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであります。

次に、処理水放出による影響などについてであります。道では、風評の国内外への波及により、農林水産業のみならず、関連産業に深刻な影響が及ぶことを懸念し、国に対し、諸外国への説明と理解促進、風評被害の防止及び影響の抑制、風評被害が発生した場合の対策などについて度重なる要望を行ってまいりました。

風評被害については、国の責任において、被害の実態に応じた機動的な対策が講じられることが必要と考えており、道としては、今後とも、業界団体や事業者へのきめ細かな情報収集に努め、必要に応じて国に要望してまいります。

最後に、重要土地等調査法についてであります。法に基づく調査や規制などは、個人情報の保護に十分配慮し、必要最小限のものとすることが法令上定められており、国において適切に運用が図られるものと考えております。

また、法の趣旨や制度などの住民の皆様への周知は、一義的に国が行うこととされておりますが、道といたしましても、道民の皆様の理解促進が図られるよう、国の取組の周知などに努めるほか、必要に応じて国と協議するなど、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 教育長。

○教育長倉本博史君（登壇）池端議員の再質問にお答えをいたします。

学校における働き方改革についてであります。国では、教員確保の方策を検討する中で、時間外勤務を抑制するための仕組みなど、教員の勤務制度の在り方についても検討しており、道教委といたしましては、こうした国の動向も注視をしながら、ICT環境の在り方を含め、在宅勤務など、教員の業務の特性を踏まえた対応について検討するほか、学校や教員が担う業務の一層の適正化を推進するなど、働き方改革を着実に進め、学校が働きやすさとやりがいを両立する魅力ある職場となるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 池端英昭君。

○61番池端英昭君（登壇・拍手）（発言する者あり）それぞれ答弁を伺いましたが、知事に再々質問をいたします。

まず、新たな総合計画の策定に当たり、現行計画の反省点等、道自ら明確にするために総括を行うべきだと再度所見を伺いましたが、毎年度の政策評価や北海道総合開発委員会での評価があるということを根拠にして、またも実施することはしませんでした。

これで、新しい総合計画により取組が滞りなく進んでいくのか、あるいは、総合計画がただのお飾りとなり、情勢が変化したとして、またすぐ見直すのではないかなど、懸念は尽きません。

会派として、引き続き全体の総括は求めますが、現行にも含めたこれまでの総合計画について、しっかりと役割を果たせたのか、課題をどう押さえているのかについて、現時点で判然とし

ない点につき、どのように捉えているかをお答えいただきたいと思います。

電通北海道の過請求について、再度、知事を含めた執行部側の責任について伺いましたが、明確に御自身の責任などについてお認めいただけませんでした。

我が会派で2年前に指摘した点について改善が見られなかったことは、紛れもない事実であります。果たして、知事は、本件を受けて実施される再発防止の実効性をどう担保するおつもりなのか、所見をお伺いいたします。

次に、プレスト1・7の売却に向けた今後の進め方について再度伺いましたが、適時適切にとの曖昧な言葉を繰り返し発するのみで、やはり、先行きの不透明感を払拭するに至りません。

これで本当に、今回1年間の期間延長をしたとしても、1年後に道が方針としていた売却が実現しているのでしょうか。あえて曖昧さを残すような進め方は、逆に禍根を残すことにつながります。

知事は、道の方針をスケジュールとともに明確に打ち出しながら、残された短い期間でしっかりと手続を進めていくよう、これは強く指摘をさせていただきます。

次に、子ども・子育て施策について伺います。

再質問では、子ども、子育ての予算拡充と対策の強化徹底をただしましたが、これまでの域を出ない答弁は極めて不誠実で、残念であります。

既に子育てされている方々への支援はもとより、子どもを安心、安全に産み育てられる環境づくりが極めて大切と考えます。

これから子どもを産み育てていきたいと思う夫婦を増やすための地域基盤の振興や、未婚率の低下にも分析した結果に基づき、長期的に反復して取り組んでいくとともに、移住促進PR事業の促進など、道外から家族で移り住む方々の増加を進めることも必要と考えますが、改めて知事の所見をお伺いいたします。

次に、物価高騰対策について、今後の対応を再度伺いましたが、相変わらず国の様子を見ながら対応する姿勢に終始し、主体性も、道民の暮らしや事業者を守る強い決意も感じられませんでした。

ない袖は振れない、空手形は切れないというのも理解できないわけではありませんが、道民が安心して冬を迎えられるよう、場合によっては、既決予算の組替えはもとより、極端な話を言えば、現時点で活用の方針もなく、手つかずとなっているゼロカーボン基金を一旦取り崩して対応するなど柔軟な対応や、できることは全てやるという決意を示すべきではありませんか。改めて知事の追加の物価高騰対策への覚悟をお伺いいたします。

ラピダス進出については、道の場合当たり的な対応が目につくことから、プラスの面ばかり強調するのみならず、環境面での影響や人材確保競争の激化などのマイナスの影響も含めて、道民にしっかりと事前に示し、説明していくべき旨、指摘をさせていただきましたが、知事からは明確な答弁がありませんでした。

2025年のパイロットラインの稼働や、2027年の本格稼働に向け、準備が加速化する中、これま

でのように、課題が生じてからその対処法を考えるのではなく、手後れになるおそれもあることから、ビジョンには、そうしたマイナス面の影響と併せ、その対策等についてもしっかりと盛り込む必要があるのではないのでしょうか。

もちろん、有識者による議論を踏まえてビジョンの策定を進めるのは、ある意味当然ではありますが、知事自身はどうお考えになられているのか、改めて所見をお伺いいたします。

次に、観光振興税の導入について伺います。

物価高騰などにより厳しい経済状況が続く中、新たな税負担には少なからず抵抗感があるのは、当然の感情と言えます。だからこそ、懸念される問題点に一つ一つ丁寧に応えていくことが必要であり、どのようにこれを深化させるのかを求めましたが、具体的な言及はありませんでした。

改めてお聞きいたしますが、まず優先すべきは、新税の骨格について十分コンセンサスを深化させる取組が必要と考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

高レベル放射性廃棄物最終処分場選定問題について、相変わらず、現時点で反対の意見を述べるとの答弁であります。

北海道における特定放射性廃棄物に係る条例は、特定放射性廃棄物を北海道に持ち込ませない担保となる条例であることを考えれば、この条文は、未来に向けて恒久的な宣言であります。

知事は、国から、知事または市町村長の意見に反して、選定を行うことはないとの回答を得ていると答弁されましたが、これは、最終処分場とならない担保ということで認識してよろしいのでしょうか、知事の所見を伺います。

A L P S 処理水放出に関し、再質問の答弁では、国頼みが強調され、補償も含め、道としての支援や対応に関しては、具体的な言及はありませんでした。

漁業者や水産加工業者、流通業者の不安は、日に日に増すばかりであります。さらに、漁業にとどまらず、今後は、他の産業にも深刻な影響が拡大することが懸念されます。

実態を正確に把握し、国に対ししっかりとその内容を訴え、必要に応じて予算を確保するとともに、その予算が必要な方に隅々まで速やかに執行されるよう取り組むべきと考えますが、改めて知事のお考えをお聞かせください。

次に、重要土地等調査法について、以前から我が会派が指摘しているように、この法律は、規制の内容や調査の範囲、罰則対象が曖昧で、恣意的な運用や私権制限につながる危険性を大いにはらんでおります。

今後、区域指定が進むに伴い、様々な課題が生じることが想定されますが、全てを国任せにするのではなく、道民の安全、安心、不安の払拭を第一に考え、道が主体的となってそうした課題に対応するよう、これも強く指摘をさせていただきます。

教職員の働き方について伺いましたが、国の動向を注視し、検討していくとの答弁に終始しております。教職員の確保は待ったなしの喫緊の課題であるとの認識があるのか、疑問を抱かざるを得ません。

教職員の確保に向けた魅力の発信を促進するためにも、特に長期休業中のテレワークの積極的な実施など、できることから、順次、道教委独自の新たな取組を進めていくよう、これも強く指摘をさせていただきます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○議長富原亮君 知事。

○知事鈴木直道君（登壇）池端議員の再々質問にお答えいたします。

最初に、新たな総合計画についてであります。道では、毎年度の政策評価を通じ、総合計画の各政策ごとに、取組内容や目標の達成状況のほか、課題や今後の対応方向などを取りまとめ、道議会や道民の皆様にお示しした上で、北海道総合開発委員会において、計画全体の評価などを御議論いただいております。

道としては、こうした取組を踏まえながら実効性の高い政策を検討し、新たな計画を取りまとめてまいります。

次に、電通北海道による過請求事案についてであります。今回の事案では、勤務実績が改ざんされるなどの不適切な行為により、結果として過請求を確認できなかったところがございます。

また、一部の業務において、道の承認を受けない再委託のほか、基本的に想定していない再々委託が行われていたところであり、道としては、こうした点を踏まえ、再発防止に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

次に、子ども施策の推進についてであります。本道の現状を踏まえた人口動態の要因分析や人口ビジョンの将来展望を踏まえた上で、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要な方に着実に届くよう取り組むとともに、道外からの人の呼び込みに向けて、各自治体の行う子育て支援施策や地域の魅力に関する情報発信に加え、子育て世帯に対するプロモーションを行うなどしながら、希望する方々が安心して子どもを産み育てることのできる北海道づくりを進めてまいります。

次に、物価高騰への対応についてであります。国は、新たな経済対策を取りまとめる考えを示している中、私としては、こうした動向も見据え、物価やエネルギーの価格高騰の影響から道民の生活を守り、事業者の方々の負担が軽減されるよう努めてまいります。

次に、半導体関連産業振興ビジョンについてであります。ビジョンの策定に当たっては、複合拠点の実現がもたらす効果の全道への波及が図られるよう、有識者の方々から御意見を伺うとともに、地域の皆様や事業者の方々のニーズや懸念を丁寧に把握し、その実情を踏まえながら、検討を進めてまいります。

次に、観光振興を目的とした新税の導入についてであります。道としては、納税していただく方々をはじめ、幅広い関係者の皆様に、税の用途などをより分かりやすくお示するとともに、検討経過をきめ細かに発信し、随時、御意見をお伺いするほか、市町村とも引き続き十分な調整を図っていくなど、新税の導入について、理解と納得感を深めていただけるよう、丁寧に対

応してまいります。

次に、高レベル放射性廃棄物についてであります。道では、令和2年11月、国に文書で申し入れた結果、国からは、知事または市町村長の意見に反して、概要調査地区等の選定を行うことはないとの回答を得ており、私としては、文献調査終了後、仮に概要調査に移行しようとする場合には、条例制定の趣旨を踏まえ、現時点で反対の意見を述べる考えであります。

最後に、ALPS処理水の放出についてであります。道では、漁業者や中小企業者の皆様からの御意見や御要望を伺いながら、国や道の支援施策の活用を促すとともに、今後とも、きめ細かな情報収集に努め、国に要望をしてまいります。

以上でございます。

○議長富原亮君 池端英昭君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月20日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時29分散会